

7. 地方公共団体

神奈川県横浜市

横浜市では、条例に基づいて市内の数地区を「福祉のまちづくり重点推進地区」に指定し、原則的に3年間の限定事業で、その地域の中の障害者団体、民間団体等が協議会の開催や事業等を通じて福祉のまちづくりを推進している。最初に指定された「関内駅周辺」地区では、市の事業終了後も、協議会が「横濱ジェントルマン倶楽部」として新たに組織を設立し、独自に継続して活動する等の活動が見られる。

1) 横浜市におけるバリアフリー化の推進に係る取り組み

a) バリアフリーの推進に係る制度

「横浜市福祉のまちづくり条例」

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、その条例に基づきバリアフリー化に向けた施策を進めている。同条例では、「市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない(第6条)」としており、民間団体も含めた各主体が、連携してバリアフリー化を進めることとしている。

「福祉のまちづくり推進指針」

前掲の「横浜市福祉のまちづくり条例」には、「福祉のまちづくり推進指針の策定」の項があり、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために指針の策定を行うこととなっている。指針は次の4項目を柱に策定することとされている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・福祉のまちづくりに関する目標・福祉のまちづくりに関する施策の方向・市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針・その他福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項 |
|--|

現在の指針は平成14～18年を期間としており、横浜市では、当該指針に基づいて施策を実施している。

b) その他

「福祉のまちづくり重点推進地区」指定について

「横浜市福祉のまちづくり条例」第17条には、市長は、推進会議で諮問の上、福祉のまちづくりの推進が特に必要と認められる「福祉のまちづくり重点推進地区」を指定できるとの規定がある。その規定に基づき、数地区を指定し、協議会を開催し、活動誘発を図っている。

地区指定は原則的に3年間で、市民への告示を行い、その地域での地区指針及び行動計画(アクションプラン)等の策定、各種活動等を行っている。

過去、モデル事業として「関内駅周辺福祉のまちづくり重点推進地区事業(平成11年指定、5年間を期間とする)」、「磯子駅周辺福祉のまちづくり重点推進地区事業(平成14年指定)」が地区指定を受け、事業を行ってきた。

関内周辺地区では、民間団体を含む地域の諸団体が参加する「関内駅周辺福祉のまちづくり重点推進地区協議会」を中心にソフトとハードの両面から事業を実施してきた。市は事務局として協議会の運営を行い、その活動を支援するとともに、事業が円滑に実施できるよう関係部局への働きかけを行った。

事業は、協議会が中心となり実施されたが、その中の一部の活動については、協議会が行う重点推進地区事業から地元商店街が自主的に実施する事業等に発展するなど、市は次第に、地域での自立した活動が図られるように誘導している。

平成16年度は新たに区主体事業として「青葉台駅周辺地区」、「鶴見寺尾地区」が指定を受け活動を開始している。

「関内駅周辺福祉のまちづくり重点推進地区事業」の主たる活動成果(ソフト事業)

- ・協議会と商店街との連携による「福祉のまちづくりとアート展(平成13年度)」の開催。この事業は平成14年度からは「福祉のアート展」として商店街の自主事業という形で発展。
- ・関内触知図・ガイドブックの作成
- ・人にやさしい商店街シンポジウム
- ・障害者を含む市民のまち歩き「イセブラ」、「ぬくもりピンゴラリー」の開催
- ・バリアフリー接客勉強会、機関紙「ぬくもり」発行

2) バリアフリー化の推進に係る民間団体の活動

横浜市内では、以下のような民間団体が活動している。

団体名	活動内容
横濱ジェントルタウン倶楽部	・横浜市・市民・事業者が三者協働で行った「関内駅周辺福祉のまちづくり重点推進地区事業」が平成11年～15年度に行われており、その終了後、活動を継続・発展させるために結成された。今後、人にやさしいまちづくりを追求するための障害者・高齢者等に関するイベント等の実施や、ビジネスプランの創造等の様々な活動を計画している。
特定非営利活動法人アニミ	・バリアフリー教育、研修事業、IT事業、旅行、余暇支援等だれにでも住みよい社会を築くための様々な活動

3) 民間団体との協働に係る制度

「福祉のまちづくり重点推進地区」事業

前述の「福祉のまちづくり重点推進地区」における活動の中で、民間団体と協働を行っている。

協働事業提案制度モデル事業

横浜市では新たな協働の形として、「協働事業提案制度モデル事業」を平成 17 年度から実施する予定である。この事業は、1 事業あたり 500 万円程度、事業全体で 5,000 万円程度の予算を予定し、すでに事業実施の前年度となる平成 16 年度に、民間団体に対し企画の公募を行い、10 件が最終選考されている。前述した民間団体「横濱ジェントルタウン倶楽部」も、「『関内バリアフリーマップ』（触知図・ガイドブック）の評価・改良版作成と周知・活用促進」事業において最終選考されており、活動の継続へ向けた一助となるものと考えている。

4) バリアフリー化の推進に係る民間団体との協働について

前述の「福祉のまちづくり重点推進地区」における活動の中で、民間団体と協働を行っている。協働を行う民間団体は、地域において活動を行っているか否かに重点をおいて選定している。

平成 16 年度に新たに指定を受け区主体型事業として活動を開始した「青葉台駅周辺地区」、「鶴見寺尾地区」の事業では、より地域に根づいた事業とするために、横浜市内の各区の主体事業として、各区に協議会の構成メンバー（団体）の選定を依頼しているが、その際には、障害当事者をはじめなるべく各地域に関係する団体に幅広く声をかけた上で選定するよう周知している。

5) 協働により得られた効果、メリット

協働により、民間等の人材の活用がはかられたことや各方面の人のつながりができたことにより、より地域に密着した活動が可能となり、また、「福祉のまちづくりアート展」など、の新たなイベント事業が可能と成った。

6) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

a) 協働を実施する際の工夫点

民間団体の活動力が十分に発揮できるように、団体固有の特徴、得意分野を見極めた上で協働するようにするとともに、事業を効果的かつ円滑に進めるために、各地域で活動の中心となる人材を見出すようにしている。また、民間団体ができる限り行政からの制約を受けることなく協働事業を実施し、最終的には各地域での自立した活動に発展するよう、行政は各事業のコーディネーターとしての役割のみを担うよう心がけている。

b) 協働を実施する際の問題点

協働についての問題点としては、「継続性」と「協働の範囲」がある。

活動の継続性の確保

重点推進地区での活動の予算は原則 3 年間となっており、その間にそれ以降の継続性を確保することがひとつの課題である。そのため、その 3 年間の間に地域で自立することができるように誘導しているが、その活動を継続するにあたっての経費の確保が課題となっている。

関内地区の活動では、協議会の終了後（平成 16 年 3 月）、商店街や障害者団体、NPO を

中心とした参加団体が民間団体「横濱ジェントルタウン倶楽部」を平成16年7月に結成し、会費制で活動を継続して行っている。この団体では、「イベント、交流会・学習会等の実施」、「人にやさしいまちづくりに関する情報収集・提供、調査・研究開発」、「障がい者や高齢者等の活動の場づくり」を行っている。基本的に参加者の会費で運営されている。みなとみらい地区で活動している「特定非営利活動法人 animi」をはじめとして、民間団体も数団体が参加している。

協働における活動の範囲・分担

行政側及び民間団体がそれぞれ担当すべき範囲の見極めが非常に難しいと考えている。行政側の担当範囲が広すぎると民間団体の自立に向けての妨げとなり、逆に民間団体の活動範囲を広げると行政が本来すべき領域に民間団体が入りすぎる場合もある。

7) 今後に向けて

a) 民間団体との協働について

民間団体と協働を行う上では予算を必要とするが、昨今の財政状況の中では、なかなか予算を増やせない状態にあり、活動拡大は難しい。

基本的には、現在の地区別の協議会活動を広げていけばよいと考えている。

b) バリアフリー化の推進に向けての考え方

ソフト面での協働以外に、建物のバリアフリー化を推進していく上で、ハードの面での協働も必要であると考えている。

三重県名張市

名張市では、地域における「三重県ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座」の修了生が組織した民間団体「NPOバリアフリースタジオ『同夢』」とバリアフリーマップの作成等の委託で協働している他、民間団体に公募により委託内容を決定する事業である、市民公募制度事業を実施している。

1) バリアフリー化の推進に係る民間団体の活動

三重県名張市では、三重県ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座修了者有志から構成される、「NPOバリアフリースタジオ『同夢』」等が活動を行っている。

2) 民間団体との協働に係る制度

名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針

名張市では、「名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針」を平成16年11月に策定した。この基本指針は、市民等との協働により創造力と躍動感に満ちた名張市のまちづくりを進めるための「市民公益活動の促進」にあたって、基本的な姿勢や施策の方向性などをまとめたもので、

- 1 市民公益活動（団体）の考え方
- 2 市民公益活動に期待される役割
- 3 市民公益活動の課題
- 4 市民公益活動と行政との協働の原則
- 5 市民公益活動促進施策の視点
- 6 市民公益活動促進の方策

等の内容が記載されている。

市民公益活動率先事業

名張市では、市民活動に関する民間団体への委託事業である「市民公益活動率先事業」を平成15年より開始している。

内容は、事業の企画や運営を率先して実施しようという市民活動団体等に対し公募を行い、選考の後、提案団体が事業を実施するものである。市民活動団体が得意とする、先駆性・機動性・独創性・柔軟性などの力を発揮することや、市民活動と行政の協働の実践事例となることを目指している。

事業費について言えば、事業負担割合は100%で自己負担はなく、上限は1件30万円で、人件費分も、総額の4割までなら100%認められる。前金支払いが8割、後金が2割となっており、活用しやすいという評価がある。また、金額の上限はあるが、自己資金も加えて、より大きな事業とすることが可能である。平成15年度の採用件数は10件（総委託費240万円）、平成16年度は13件（280万円）であった。

「市民公益活動率先事業」により提出された内容は、公開プレゼンテーション審査を経て決定される。採択結果は市のホームページに掲載される。審査基準は、活動団体の実績よりも、事業内容を重視している。そのため、この事業実施を目的として一時的に結成されたような団体でも応募が可能である。「市民公益活動率先事業」が新設されたことにより、この事業を契機として本格的に活動を開始した団体もある。

事業内容としては、自己満足的に終わるものではなく、中間支援的なものや、特定の地域のみにあてはまることではなく他地域でも参考になるような、広域的に関係するものが採択されている。

「市民公益活動率先事業」において平成 16 年度に採択された福祉関係の事業例として、以下のようなものがある。

表：「市民公益活動率先事業」(例)

実施団体名	事業の内容
NPOバリアフリースタジオ「同夢」	・名張発・「ゆるやかな協働を考える」市民会議
ユニバーサルさくら	・「車いす駐車場にとめません条例」制定に向けての活動として、車いす駐車場の実態調査と研究
NPO法人車椅子社交ダンス普及会名張支部	・福祉施設訪問、養成講座開催
NPO法人ナルク・伊賀名張拠点・生きがいクラブ	・高齢者・障害者の食生活改善の講演事業
スペシャルオリンピックストーチャンを成功させ隊	・心のバリアフリー啓発事業

(資料)「名張市ホームページ」より作成

3) バリアフリー化の推進に係る民間団体との協働について

a) 協働事例

名張市では、民間団体と「車椅子用駐車場には止めないキャンペーン」を実施している他、障害者等が集まるイベントを市で開催する際に、民間団体に協力を仰いでいる。その他、心のバリアフリー推進のため、啓発用のビデオを民間団体と協働して作成している。

b) 事業内容

「NPOバリアフリースタジオ「同夢」」との協働には以下のようなものがある。なお、以下の事業は、後述する「市民公募制度事業」には含まれない。

公共施設を対象としたバリアフリー調査について

平成 12 年に活動を開始した「同夢」が、三重県伊賀県民局からの依頼で平成 13 年度に自主事業としてバリアフリー調査を実施した。この調査は、市役所、体育館等の施設を対象としたもので、調査対象が名張市の施設ということもあり、市も調査対象場所を提供する等により実施協力を行っている。

また、平成 15 年度には、「市町村普及啓発支援モデル事業」を活用し、名張市の委託事業と

して、公共施設を対象としたバリアフリー調査を実施した。この実施に際しては、「同夢」会員、一般市民と共に市の職員も参加している。調査結果は、名張市ホームページや三重県ホームページ、及び後述するM - G I Sに掲載されている。

近鉄「桔梗が丘駅」付近のバリアフリー調査について

平成 16 年度には、三重県伊賀県民局が平成 15 年度から開始した市民やN P Oなどの団体との協働研究事業において、バリアフリー調査及び他の地域での調査実施にも参考となる調査マニュアルづくりを行っている。同事業で行っている施設見学、意見交換会には、市の職員も加わり実施している。この調査の特徴は、単に「施設単体でのバリアフリーを確保する」ということではなく、「駅から施設までの動線や歩行空間を確保する」という視点から調査を行っていることにある。

4) 協働により得られた効果、メリット

新規に事業を行う場合、市役所職員が動くとなると人件費がかかるが、ボランティア団体の協力を得られると、その分の経費を省略することができるので、より多様な事業を行うことができる。

民間団体との協働により、行政側のみでは気づかなかった部分が明らかになるとともに、これまでできなかった事業をより住民のニーズに沿って実施することができる。

災害時の避難所でもある公共施設のバリアフリー調査の結果は、今後の整備方針にも反映されることとなっている。

5) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

a) 協働を実施する際の工夫点

過去民間団体との協働を行うにあたっては、事務は行政が担い、人的作業はボランティア団体が担うという形態が多かったが、今後の事業については、行政の体力負担の軽減と遂行における自由度を考え、事務も含め民間団体に委託するという方向になるのではないかと考えている。そのため、前述の「市民公益活動率先事業」の遂行方法は、委託費を利用する際の自由度は高く、提案されている事業内容が実施されるのであれば、市としてはあまり干渉しない方針としている。その結果、市とボランティア団体が対等となって、ボランティア団体へ権限を持たせて事業ができるようになればよいと考えている。

b) 協働を実施する際の問題点

協働において、今のところ特に問題と感ずる点はない。

6) その他

M - G I Sへの調査結果の掲載について

平成 15 年度実施の「公共施設バリアフリー調査結果」は、三重県のM - G I S (電子地図)にも掲載している、三重県の担当者の提案もあり掲載することとなった。このM - G I Sは、

マップに修正をかけることが可能で、後日整備されたところにも修正をかけることができ、常に新しいものを掲載することができる。

ゆめづくり地域予算（交付金）制度

名張市では、まちづくりに向けた制度として、平成 15 年からの新設事業として、地域において事業内容を決定する制度である「ゆめづくり地域予算(交付金)制度」が創設されている。

この制度は、各地域に一定の金額を交付し、地域住民の知恵やアイデアによる施策や事業の実践に充てる制度で、従来の補助金制度と異なり、事業の限定などはしていない。この制度を活用し、地域の福祉増進や地域づくり推進のための活動が行われている。

東京都町田市

町田市では、介護保険や市独自の住宅改修の際に専門家がアドバイス等を行う住宅改修アドバイザー制度を実施し、その創設時に「特定非営利活動法人 町田すまいの会」が係わりを持っている他、同団体に対し、施工業者に対する住宅改修などの研修会の実施に関する委託を行っている。

1) 町田市におけるバリアフリー化の推進に係る取組み

a) バリアフリー化の推進に関連した制度

経緯

町田市では、全国に先駆けて昭和49年に「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」を制定し、車いすで歩けるまちづくりを基本理念とし、福祉のまちづくりに取り組んできた。また、仙台、京都においても同時期に福祉のまちづくりが始まっており、これらの地方公共団体から「車いすで歩けるまちづくり」という理念は全国に広がった。

平成5年12月には、高齢社会の到来に鑑み、福祉のまちづくりを一層強化していく必要から、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」を制定した。

町田市福祉のまちづくり総合推進条例

本条例では、「都市施設整備」及び「地域社会の連携の形成」、「健康の確保」、「社会参加の促進」、「在宅福祉の充実」について規定している。また、平成14年4月には整備基準が改正され、子育て支援環境等の項目が充実した。

また、条例の中で「町田市福祉のまちづくり推進協議会」を規定しており、平成13年9月に発足して以降、市長から諮問を受けた事項に関して、「既存施設検討部会」、「心のバリアフリー部会」、「情報部会」等の部会を設け検討を行っている。

b) その他

町田市では、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年策定）の中で指摘しているように、「物理的」、「制度的」、「文化・情報面」、「心（意識）」を、障害のある人を取り巻く4つの障壁（バリア）と考えており、各々のバリア解消に向けて取り組んでいる。

また、町田市では施設整備デザインブック「みんなで作るやさしいまち」、心のバリアフリーハンドブック「私にもできる支えあうまちづくり」、町田市バリアフリーマップ冊子版「みんなのおでかけマップ」等、各バリアに関する冊子を作成している。

2) バリアフリー化の推進に係る民間団体の活動

町田市では、行政では対応が難しいソフト面での活動を民間団体が担っている。具体的には移送サービス、手話通訳派遣、要約筆記・朗読・点訳ボランティア等の活動が、行政の委託・補助・支援を受ける中で、福祉団体を担い手として行われている。

3) バリアフリー化の推進に係る民間団体との協働について

a) 移送サービス

移送サービスに対するニーズが高いことを背景に、町田市ではNPO・福祉団体が移送サービスを実施している。最も歴史のある「町田ハンディキャプ友の会」は、20年程前から活動を行っており、当団体に対しては東京都からの補助金の支給がされており、町田市では社会福祉協議会が事務所（町田ボランティアサロン内に設置）を提供している。

b) 住宅改修アドバイザー

町田市では90年代終わりごろから、高齢者向け住宅改修事業を行ってきただが、その際、質の担保という観点から住宅改修アドバイザー制度を活用するようになった。

この「住宅改修アドバイザー制度」は、介護保健の適用を受ける住宅改修事業に加え、東京都の「東京都高齢者いきいき事業」を受けた市独自の制度（ ）である「在宅高齢者生活支援事業」（予防給付及び住宅設備改修給付）における高齢者住宅改修において、要請があった場合に専門職（建築士、作業療法士、理学療法士）のアドバイスを受けられるようにしたものである。

「東京都高齢者いきいき事業」の運用は市区により異なる

表 住宅改修アドバイザー制度の対象となる住宅改修事業

	介護保険制度	在宅高齢者生活支援事業	
	住宅改修	住宅改修予防給付	住宅設備改修給付
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援～要介護の範囲 ・65歳以上の高齢者 ・40歳から64歳までは15種類の特定疾病に該当する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の高齢者であって、住宅改修が必要と認められた方（介護保険非該当の者） 	
給付限度額 給付目的及び	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引戸への扉変更 ・その他附帯する工事 20万円を限度額とし、費用の1割を利用者負担		<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽・給湯等の取替 37万9千円 ・流し、洗面台の取替 15万6千円 ・便器の洋式化等 10万6千円

（資料）「東京都福祉保健局ホームページ」より作成

「住宅改修アドバイザー」は、市が個人単位で公募により任命し、アドバイザーは1つの事業において「調査」と「確認」を行い、各々に1万8千円ずつ合計で3万6千円を市から受けている。しかし、この3万6千円は、アドバイザー事業を行うのに十分な額とはいえず、アドバイザーは半分ボランティアとして関与しているといえる。アドバイザーの人数も限定されており、また相談に応じてアドバイザーを派遣するという方法をとっているため、住宅改修の全てに「住宅改修アドバイザー」が携わるわけではなく、市内の住宅改修事業のうち約2割をカバーしている状況である。

c) その他協働

バリアフリーマップのホームページの更新及びメンテナンスを民間団体に委託している。

4) 民間団体との協働における行政側から見た問題点

民間団体は事業性（採算性）等に弱い面がある。

バリアフリー化の活動を行う際に、NPO法人ではなく有限会社を立ち上げて事業を行う人がいるが、それらの会社は活動の実態はNPO法人と同じであるにもかかわらず、有限会社であるためにNPO法人を対象とした支援を受けることが難しい場合がある。今後、地域との協働を考える場合の課題である。

6) 今後に向けて

町田市には社会福祉施設が複数あり、指定管理者制度の導入によってこれら施設が今後民間団体によって管理運営されることになる。現在、指定管理者制度の導入にあたって様々な課題が挙げられており、事業の継続性（随意契約）、競争原理、施設の効率的運営、マネジメント能力の評価等を踏まえて、そこにどのように協働原則を入れるのかという全体の制度構築の段階であるといえる。

7) その他

視・聴覚障害者は、パソコンの習得に対して要望が高いが、既存のパソコン教室では、ノウハウの蓄積が無く、ほとんどの人は友人らに教えてもらうか、都心部の学校に出て学ばざるを得ない状況となっており、市としては、行政として施策を講じるべきと考えている。

秋田県

秋田県では、バリアフリー化の推進に向けて、バリアフリーコーディネーター養成研修において人材育成を図っている。また、研修業務を委託するなど、特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワークと各方面で協働を図っている。

1) 秋田県におけるバリアフリー化の推進に係る取り組み

a) バリアフリー化の推進に係る制度

夢パートナーシッププラン

秋田県では、『あきた21 総合計画』の実現を目指し、その策定過程などを通して寄せられた新しい秋田づくりへの夢や提案の中から、「みんなで実現してみたいもの」を取り上げ、様々な主体がパートナーシップを発揮しながら推進する「県民運動」である「夢パートナーシッププラン」を平成12年度から実施している。その中で、「人にやさしいまちづくり」をテーマのひとつとして取り上げている。この中では、県民の各主体が取り組むべき「運動の方向」と、運動に向けての支援施策の方向性「運動の推進と支援のために」が示されている。

「秋田県夢パートナーシッププラン」より、「人にやさしいまちづくり」(抄)

(運動の方向)

バリアフリーのこころを育てよう
・みんなが気軽にボランティア活動に参加する。(介助、手話、観光案内)
・無意識の迷惑をなくす。(放置自転車、違法駐車、違法看板)
自分たちの力で「あきた」を丸ごとバリアフリーにしよう
・多くの人が集まる「まち」や観光地の建築物等のバリアフリー化を図る。(商業者、観光業者の協力)
・障害者等が利用しやすい交通輸送手段の整備を行う。(交通事業者の協力)
・自分たちの町内や商店街などの身近な「まち」のバリアフリー化を図る。(県民の自主的な取り組み)
・生活の基盤である「住まい」のバリアフリー化を図る。(県民の自主的な取り組み)
県民の目で「まち」のかたちを変えよう
・行政の建築物について利用者の視点に立ったチェックを行う。(県民の参加)
・「まち」のバリアフリー度をチェックするボランティア活動を行う。(県民の協力、参加)

(運動の推進と支援のために)

県民の意識啓発
・人にやさしいまちづくり条例を制定します。
・人にやさしいまちづくり県民会議を設置し、シンポジウムの開催など啓発事業に取り組みます。
・介助や手話などのボランティア育成を進めます。
施設整備などへの支援
・民間事業者の施設整備等に対して助成します。
・低床バスやリフト付きタクシー等の導入について支援します。
・住宅改造等に対して支援します。
住民参加の体制づくり
・公共建築物建築の際に住民の意見が十分反映できるシステムを作ります。
・「まち」のバリアフリーに関する意見を反映させるための仕組みを作ります。

(資料)「秋田県ホームページ」

バリアフリー社会の形成に関する条例等

秋田県では、平成9年に「まちづくりヒューマンビジョン」を策定して県民のバリアフリー意識の高揚を図るとともに、「施設整備指針」などを作成して「バリアフリー社会の形成」に努めてきた。

平成14年3月には、「バリアフリー社会の形成に関する条例」を制定し、バリアフリー化の推進の方向性を規定している。同条例におけるバリアフリーの概念は、ユニバーサルデザインの概念に近く、すべての人を対象としている。

さらに、同条例の中で策定を定めている「基本計画」を、バリアフリー社会形成審議会やパブリックコメントなどを経て平成15年4月に策定した。この基本計画では、「こころ」、「すまい」、「交通・移動」、「まち」、「もの」、「情報」、「社会」の7つの視点からバリア解消と「雪」への対応を積極的に進める施策を福祉・教育・生活環境など、各分野において明らかにしている。

バリアフリー化の推進に向けた事業

秋田県でのバリアフリー化を推進するための事業として、「ひと・まち・こころ県民ネットワーク会議の開催」、「バリアフリー社会形成に向けてのネットワーキング」、「バリアフリーコーディネーター養成事業」等を実施している。

事業名	内容
ひと・まち・こころ県民ネットワーク会議の開催 (平成14年度～)	・各地域振興局(8地域)単位に、バリアフリーに関する活動を行っている多様な主体の参加によるシンポジウム等の啓発事業を実施し、県民へのこころのバリアフリーの浸透を図り、バリアフリーに関するネットワークの構築を図る。
バリアフリー社会形成に向けてのネットワーキング (平成13年度～)	・バリアフリー社会形成のためのフォーラムの開催、展示会、事業相談の実施(特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワークへ助成)
バリアフリーコーディネーター養成事業 (平成15年度～)	・地域においてバリアフリーの推進に取り組むことができる人材を育成するための研修会を実施し、バリアフリーへの取り組みを促進する。(特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワークへ委託)

秋田県バリアフリーコーディネーター

秋田県では、平成15年度から、「バリアフリーコーディネーター養成研修」を実施している。

秋田県における「バリアフリーコーディネーター」は、「バリアフリーに関する建築、福祉、医療等の知識を有し、環境を整備するための意見調整からフォローアップまで、専門的な立場から支援できる人材」であり、「不特定多数の人が利用する公の施設や商店などへアドバイスする、地域において中心となってバリアフリーについて動く」ことができる人、としている。

「バリアフリーコーディネーター養成研修」終了者が、その資格の登録を受けることがで

きるが、同県では研修修了者の名簿を作成し、住宅や事業所のバリアフリー化を検討している県民などを対象として公開している。同名簿は、県の各地域振興局、各市町村、各市町村社会福祉協議会、県内各地の在宅介護支援センター、県ホームページ等で閲覧することが可能である。

<バリアフリーコーディネーターの概要>

項目	内容
知識	・バリアフリーの基本的な考え方、高齢者・障害者等の身体特性・心理特性、条例整備基準、福祉に関する諸制度など建築・福祉・医療に関する基礎知識を習得した方です。
役割	(1) 県民や事業者の求めに応じ、複数のアドバイスをまとめて最適な解決策を提案します。 (2) 自発的活動によりバリアフリー社会の形成を担うリーダー的人材となります。
活動	(1) 生活関連施設のバリアフリー化に関するアドバイス (2) 住宅改修における各個別の問題点を抽出、解決策の提案 (3) 福祉制度、福祉用具、介護用品及び資金の融資・補助の情報提供 (4) ひと・まち・こころ県民ネットワーク会議への参加 (5) バリアフリーに関する啓発・普及 等

(資料)「秋田県バリアフリー行政情報サイト」

バリアフリーコーディネーターの専門の職種別登録人数

	登録年度		総計	割合
	平成15年度	平成16年度		
医療	17	3	20	12.7%
医療・福祉		4	4	2.5%
福祉	12	40	52	33.1%
建築	33	31	64	40.8%
建築・医療		1	1	0.6%
建築・福祉		2	2	1.3%
デザイン		1	1	0.6%
土木		1	1	0.6%
教育		1	1	0.6%
行政	4	1	5	3.2%
保険代理店		1	1	0.6%
無回答		5	5	3.2%
総計	66	91	157	100.0%

(資料)「秋田県バリアフリー行政情報サイト」

平成16年度秋田県バリアフリーコーディネーター養成研修カリキュラム

日程	研修内容
1日目	1) バリアフリー社会の形成に向けて 2) バリアフリーコーディネーターの役割 3) さまざまな行動制限と対応・ケーススタディー 4) 福祉サービスの提供と基本視点
2日目	5) バリアフリー条例と環境整備1 6) 関連専門知識への理解と連携 7) 障害者(児)福祉制度とサービス 8) リハビリテーションと福祉用具
3日目	9) バリアフリー条例と環境整備2 10) 老人福祉制度とサービス 11) 環境整備の進め方 12) 分野別整備の基本知識
4日目	13) 擬似及び介助体験 14) コーディネート演習

b) その他

体制等

秋田県では、健康福祉部福祉政策課にバリアフリー施策の窓口を設置し、建設担当部局の関係事項を含め調整等を行っている。

2) バリアフリー化の推進に係る民間団体の活動

秋田県下では、秋田テクノポリス開発機構の研修会等に参加していた有志が自主的に集まり結成した団体である「特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワーク」が県内で活動しており、以下のような活動を行っている。

- ・ 公共施設等のバリアフリー化調査
- ・ まちづくりへの提言
- ・ 補助具等の修理工房の試験運営(自助具、補助具等の製作及び情報提供)
- ・ 意識啓発に向けた、住宅、施設等のバリアフリー事例集の作成

3) 民間団体との協働に係る制度

秋田県は、NPOとの協働推進について「協働に係る行動指針」、「協働に係る行動プラン」(平成15年5月)を策定するとともに、協働に向けての支援施策として、以下のような補助金・助成金等の制度を整備している。

事業名	内容
ボランティア・市民活動 支援助成金による支援 (平成3年度～)	・ボランティア・市民活動を行う民間非営利組織の活動に助成金を交付することにより、県民の社会参加意識を喚起するとともに、ボランティア・市民活動を促進する。
NPO企画提案事業 (平成16年度～)	・NPOの特性である専門性や先駆性を生かした効果的な事業の実施を促進するため、県内のNPOから事業の企画提案を受け、協働で実施する。(予算額4,500千円)
平成16年度 事業内容	特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワーク (補助具等の修理工房の試験運営)
	特定非営利活動法人 商業観光研究会きたうら (抱き返り峡谷地域の総合観光振興プランの策定)
	ドックファンアキタ (愛犬しつけの研修・学習会の開催と地域活動の実践)

4) バリアフリー化の推進に係る民間団体との協働について

バリアフリー分野では、主として、「特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワーク」と協働を行っている。

同団体は、前掲の「バリアフリー社会の形成に関する条例」制定以前から活動を開始しており、例えば、駅前のバリアフリー調査を団体独自で実施し、外部への発表を行う等の活動実績を持っていた。そのため、その後も、各種研究会に同団体の会員を委員として参加を仰いだり、バリアフリーの施設整備マニュアルの作成において監修を依頼するなど、同団体の実績や見識を活かしつつ協働を実施している。これまでの同団体との協働内容には、以下のようなものがある。

事業項目	内容
条例制定に向けての意見交換	・秋田県が制定した「バリアフリー社会の形成に関する条例」の検討の際に、意見交換等を行った。
「施設整備マニュアル」作成時の協力	・秋田県施設整備マニュアル作成時に、監修を、委託事業として依頼した。
ホームページの作成（平成14年度～）	・秋田バリアフリーネットワークに対し、ホームページの作成を委託している。作成メンバーには、デザイナーもあり、非常に質が高いものが出来ていると評価している。同ホームページは、条例公布（平成14年3月）を受けて運用を開始した。 ホームページの優れていると考えられる点の例：通例ホームページは見出しが左側に来るが、音声読み上げソフトの場合、左側から読んでいくので、このホームページは本文を左側にしている。
バリアフリーコーディネーターの養成（平成15年度～）	・秋田県では「バリアフリーコーディネーター」の養成を行っており、養成研修の運営等を、特定非営利活動法人秋田バリアフリーネットワークに委託している。カリキュラムは延29時間（4日間）としている。平成15年度から講座を開始し、同年は約50人を養成、平成16年度は希望者が多かったため約100人を養成した。研修受講者の中には、建築、デザイン、福祉等各種部門で従事している人々がいるが、研修終了後にもそれらの異分野にわたる人たちの間で相互にネットワークを持つことが可能となるように、研修においては、各種の専門分野の人が混在したいいくつかの受講者グループ群を作り、研修を行った。研修のテキストも同団体で作成している。
シンポジウムの開催（平成14年度～）	・「ひと・まち・こころ県民ネットワーク会議の開催」等に対し、講師、パネラー等の派遣を同団体より受けている。
補助具等の修理工房の試験運営（平成16年度）	・秋田県「NPO企画提案事業」で、「補助具等の修理工房の試験運営」を行っている。

5) 協働により得られた効果、メリット

民間団体の会員（建築、デザイン、福祉等の専門家）の持つノウハウや人脈を県事業に活用することができた。

6) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

a) 協働を実施する際の工夫点

常に対等の立場で事業を進めるようにしている。また、新しい事業を行うにあたっては、団体の中での調整が必要なことから、実施までの時間を多くとるようにしている。

民間団体からの提言については、受け入れられるものについては、積極的に受け入れていくこととしている。

b) 協働を実施する際の問題点

団体の中で担当チームを結成してから動き出すため、事業実施までに時間があまりとれない場合でもすぐには動いてもらえないことがある。ただし、その分しっかりと責任を持って活動していただけることは望ましいと考えている。

7) 協働を実施する際、民間団体に希望すること、行政側が改善すべきこと

民間団体に希望すること

民間団体の中には、活動が長続きせず、数年で活動が停止してしまう場合も見受けられる。安定した活動が継続できるようになることが望まれる。

行政側が改善すべきこと

安定して活動できるよう、誘導していく必要があると考えている。

8) 今後に向けて

県では、引き続きバリアフリー化を推進するとともに、民間団体との協働についても、できる限り推進していきたいと考えている。また、協働できる民間団体が県内各地にでき、県民ネットワーク会議に参加していただければ良いと考えている。

「ひと・まち・こころ県民ネットワーク会議」については、これまで、県地域振興局が主体となって取り組んできたが、今後については、各地域の民間団体が中心となり、取り組んでいけるような体制を整えたいと考えている。

千葉県

1) 千葉県におけるバリアフリー化の推進に関する取り組み内容・考え方について

a) 千葉県福祉のまちづくり条例

千葉県福祉のまちづくり条例は平成8年3月に、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策、施設等の整備について必要事項を定め、県民の福祉の増進に資することを目的として制定された。

b) 障害者ITサポートセンターの設置

千葉県では、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを県内3箇所を設置している。

2) 千葉県における協働事業の推進に関する取り組み内容・考え方について

a) 千葉県における民間団体に関する考え方

NPO立県千葉の考え方

千葉県では、民間団体などの市民活動が日本で最も活動しやすい県「NPO立県千葉」の実現を政策目標として掲げている。これは行政や企業活動の重要性を認めつつも、一方で一種の限界が明らかになってきており、市民の多様な「思い」や「発案」に基づいた民間団体の活動によって、新しい市民ニーズを実現していくことができるものと期待されていることによる。

b) 千葉県における協働事業に関する制度

千葉県NPO活動推進指針

千葉県では千葉県NPO活動推進指針を平成14年11月に策定した。この指針は県で初めての公募委員を含む民間団体関係者などで構成された「千葉県NPO活動推進懇談会」で検討を進め、県内数箇所でタウンミーティングを開催するなど、徹底した市民参加と情報公開により、広く県民の意見を取り入れて策定した。

この指針は「指針」と「行動計画」等から構成され、それぞれの具体的内容は以下に示す通りである。

・指針

- 指針 1 . この指針は、NPOによる地域やコミュニティの社会的課題解決の力を強化することを目的とします
- 指針 2 . NPOとさまざまな主体との多面的な関係づくりを促進します
- 指針 3 . NPOと行政との協働の領域を確立します
- 指針 4 . 県行政は、全庁的に統一した手法で指針に取り組みます
- 指針 5 . 県行政は、NPOに関してワンストップサービス体制を実現します
- 指針 6 . 千葉県におけるNPO活動の推進を図るため、県行政は、市町村行政との連携・協力体制を確立します
- 指針 7 . 県行政は、市民が多様なNPO活動を生み、育てていくことを支援します
- 指針 8 . NPO法を精神を生かしたNPO政策を実現します
- 指針 9 . 県行政は、NPO政策について、全国を先導できるような取り組みを積極的に推進します

・行動計画

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1 . 指針に対する理解の促進 | 2 . 県行政における全庁的取り組みの推進 |
| 3 . NPOに関する知識の普及・啓発 | 4 . NPOの事業力を強化する研究会の設置 |
| 5 . 地域資源活用マップの作成 | 6 . 地域活性化戦力の策定 |
| 7 . 統合的な補助金制度への改編 | 8 . 県行政の事務事業の仕分け |
| 9 . NPOと協働した事業の組み立て | 10 . パートナーシップマニュアルの作成 |
| 11 . NPO担当部署への情報の一元化 | 12 . NPO活動推進委員会（仮称）の設置の検討 |
| 13 . 県職員のNPOに関する理解の促進 | 14 . ワンストップサービスの窓口の充実 |
| 15 . 参加のプロセスの明確化 | 16 . NPO支援センターの検討 |
| 17 . 市町村行政の支援センターとの関係構築の検討 | 18 . 出前説明会の開催 |
| 19 . 市町村職員への研修 | 20 . 県行政と市町村行政のNPO施策の共同研究 |
| 21 . NPO法人情報の公開 | 22 . NPO法運用マニュアル等の作成 |
| 23 . NPOに関する顕彰制度の検討 | 24 . NPO施策の進捗に関する報告書の発行 |
| 25 . NPO活動推進自治体会議（仮称）の検討 | 26 . 現在実施しているNPO支援事業の継続・発展 |

千葉県パートナーシップマニュアル

千葉県では、千葉県NPO活動推進指針に基づき、また、指針と同様の策定プロセスで、県が民間団体とのより良いパートナーシップを築いていくための統一したルールとして、「千葉県パートナーシップマニュアル」を平成16年2月に策定した。

このマニュアルは、全庁的にパートナーシップ型行政を推進するための実務的な仕組みを数多く盛り込み、また、職員向けの百科事典的な実務手引書であると同時に、県とパートナーシップを組もうと考えている県民や民間団体にとってもガイドラインになっている。

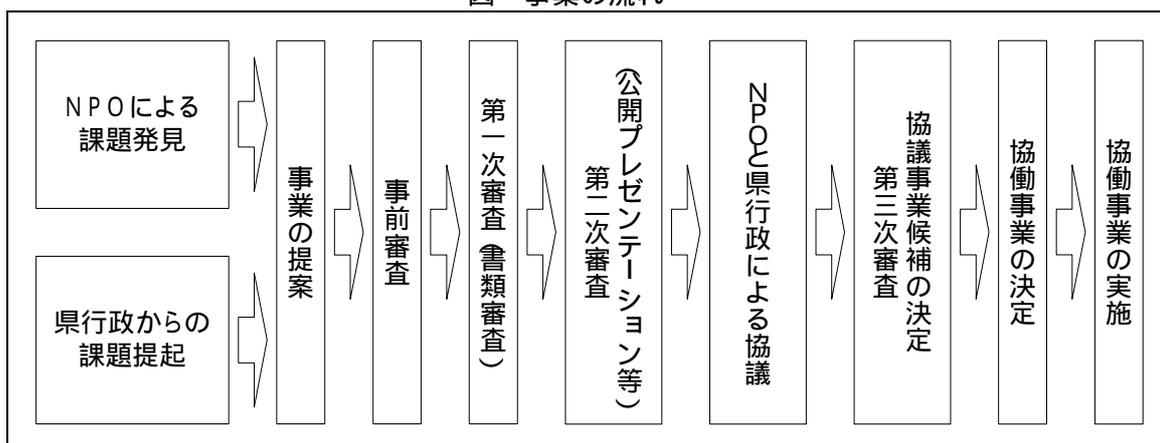
県とNPOとの協働事業提案制度

千葉県では、千葉県NPO活動推進指針に基づき、県とNPOとの協働事業提案制度を平成15年度より開始した。本事業は千葉県パートナーシップマニュアルによれば「県行政とNPOとが対等の立場で、共通の目的を持って、ひとつの事業を協力して実施することにより相乗効果をあげることが期待される事業について、NPOから提案を公募し、選考された事業を翌年度にNPOとの協働事業として実施することで、千葉県をより良い地域にしようと

すること」を目的としている。

本制度は1年度目に民間団体が自由テーマもしくは県からのテーマを選択して事業の提案を行い、2年度目に協働事業の実施を行う方式となっている（下図 事業の流れ、下表 事業1年度目のスケジュール参照）。これにより予算を立てる前に事業内容等について協議をすることが可能となっている。

図 事業の流れ



（資料）「県とNPOとの協働事業提案募集 応募の手引き」（千葉県環境生活部NPO活動推進課NPO事業室）により作成

表 事業1年度目のスケジュール（平成16年度の例）

内容	日程	備考
1. 募集期間と問い合わせ	5月10日(月)～6月30日(水)	
2. 公募説明会 (1) 協働事業公募説明会の開催 (2) NPOとの意見交換会の開催	日時：5月14日(金)10:00～ 場所：千葉市民会館 日時：5月27日(木)13:00～ 場所：千葉市民会館	「県からのテーマ」についての意見交換 「自由テーマ」（県からのテーマ以外）についての意見交換
3. 個別応募相談会の開催	6月4日(金)市川市 15:30～ 6月12日(土)柏市 13:00～	書類の書き方についての相談
4. 応募の締め切り	6月30日(水)	
5. 事前審査	7月初旬から中旬	事務局による審査
6. 第1次審査(書類審査)	7月中旬から下旬	選考委員による書類審査
7. 公開プレゼンテーション	7月下旬	
8. 第2次審査及び結果の公表	7月下旬から8月初旬	
9. 関係課等との協議	8月初旬から下旬	
10. 第3次審査 協働事業候補の決定	9月初旬ころ	

（資料）「県とNPOとの協働事業提案募集 応募の手引き」（千葉県環境生活部NPO活動推進課NPO事業室）

県とNPOとの協働事業提案募集に基づく民間団体との協働事業内容

県とNPOとの協働事業提案募集に基づく民間団体との協働事業内容のうち、バリアフリー化の推進に関するものを以下に示す。

事業名/団体名	事業概要
親子や家庭の日常の子育てを支える「子育て応援者県民講座」 特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	子育ての現状を理解し、養育者の気持ちを丸ごと受け止め、共感的に関わり合える人を地域に創ることにより、県民(地域住民)の温かい子育て支援力の再生を図り、親の養育力を高める。 このために、受講生の中心であるシニア世代の子育てへの意識改革を図り、地域の優れた人材資源を増やしていくことを目的に、座学と現場体験からなる10回の連続講座を県内3地域で開催する。 事業形態：共催、事業費7,190千円(県負担額3,565千円)
ノーマライゼーション相談事業/ 特定非営利活動法人 ちばMDエコネット	障害児・者本人とその家族、一般県民を対象として、主として県内2カ所で個別相談事業とセミナーを行う。ノーマライゼーションの相談事業、福祉関係者の分野を横断したネットワークづくり、子育て・教育・福祉・雇用と社会参加・まちづくり等、相談事業を通じてニーズの高かったものをテーマとしたセミナー開催、事業の中間報告としてのフォーラムの開催等を実施する。 事業形態：補助、事業費3,000千円(県負担額1,700千円)
外国人児童・生徒の日本語指導のあり方に関する調査研究/ 特定非営利活動法人 外国人の子どものための勉強会	学校、児童、指導者、市町村等へのアンケート調査、アンケート調査先へのヒアリング、先進地調査の実施により、日本語指導を必要とする児童や生徒の実態を把握し「今後の日本語指導のあり方」について対応策を検討する。 事業形態は委託、事業費1,645千円(県負担額1,645千円)

c. 協働事業の予算

平成15年度は33事業の応募の中から4事業を採択し、16年度予算は4件合計で約800万円である。

現在は、NPO事業室が予算を確保し予算執行は各施策担当部局で行っている。協働事業の内容については各施策担当部局が議会等での説明責任を有するため、各担当部局も当事者意識を持っている。NPO事業室としては、将来的には各施策担当部局の予算で実施してほしいと考えている。

3) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

a) 民間団体と協働を実施する際における工夫点

県職員の理解の促進

「県とNPOとの協働事業提案制度」による協働事業の開始当初は県庁内では抵抗感があり、県職員も民間団体も双方への理解に欠けていたが、協議を重ねるにつれ、双方の理解が

深まっていった。そうしたことをふまえ、県職員の理解を深めるため、庁内にNPO活動推進会議という組織を設けるとともに、職員説明会を開催している。

協働が成立する条件

協働が成立する条件は協働自体を目的化しないことである。また、「協働事業提案制度」を利用する場合は、通常の民間企業への業務委託に比較して文書（協定書）で役割分担をより明確にしておくことも必要である。

協働事業とは、県があらかじめ仕様を決めて実施する業務委託とは異なり、県とNPOとが目的を共有し、企画から事業の実施を共同で行っていくものであるからである。

b) 民間団体と協働を実施する際における問題点

「県とNPOとの協働事業提案制度」は2年を経て事業化されるため、短期間で解決すべき課題に対しては不向きな事業であるという問題点がある。そのような課題に対しては「県とNPOとの協働事業提案制度」ではなく、既存事業の枠内で対応することになる。

協働の取り組みを成功させるためには、情報公開と意見交換の2点が必要だと考えているが、現状においてはその2点が十分進んでいるとは言えず、特に意見交換についてはまだ十分ではないと考えている。

福島県

福島県では、「長期総合計画（うつくしま 21）」において、ユニバーサルデザインを主たる政策目標とし、施策を進めている。また、「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」の中では、県がNPO等民間団体に期待する役割や、分野別の協働内容の具体例を示している。協働に関しては、県内の地域別に民間団体と協働を図っている。

1) 福島県におけるバリアフリー化の推進に係る取り組み

a) バリアフリー化の推進に係る制度

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針

福島県は、新長期総合計画『うつくしま 21』（平成 13 年度～平成 22 年度）を策定し、新たな県づくりの理念を示しているが、その中で「ユニバーサルデザイン」を新しい世紀にふさわしい価値観のひとつとしてうたっている。県では、バリアフリーの考え方を一歩進めたユニバーサルデザインの考え方を今後の県政の基本に据え、ハードに限らず、教育、情報、サービス等のソフト面を含め、生活全般のシステムとして位置付け、各種施策を推進している。

民間団体と行政との連携については、平成 14 年に策定した「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」（平成 16 年改訂）の中の、第 4 章「連携・協働による推進」、「4 民間団体への期待」に、「民間団体」の役割、活動内容などが示されている。

表 ふくしまユニバーサルデザイン推進指針（抄）

<ul style="list-style-type: none">・「NPOなどの民間団体は、県民（利用者）のニーズが多様化・高度化する中で、社会を支える新たな担い手として、今後その役割はますます増大するものと考えられます。その社会的役割に鑑み、ユニバーサルデザインの推進についても、 ユニバーサルデザインの考え方の普及。 県民（利用者）の多様なニーズの集約・公表や意見が対立した場合の調整。 個人レベルの活動のネットワーク化。 行政・事業者への県民（利用者）の声の伝達や改善に向けての具体的な提案。 などの活動をきめ細かく行っていくことを期待します。・また、活動に当たっては、より多くの個人、事業者、他の団体などと連携・協働関係を築くことにより、ユニバーサルデザインの推進に関する民間活動の中心的な担い手の1つとして、その役割を十分に果たしていくことを期待します。・さらに、この指針の趣旨や内容を十分に理解し、民間団体の立場から、県、市町村や事業者などの取り組みに対して積極的に参加していくことを期待します。
--

表 ふくしまユニバーサルデザイン推進指針（抄）（分野別取り組み）

<p>1. ユニバーサルデザインの意識づくり</p> <p><基本方針></p> <p>NPOをはじめとする民間団体やボランティアなど（以下「NPOなど」という。）が行うユニバーサルデザインの普及啓発に関する活動を積極的に支援します。</p> <p><施策の具体例、取り組み支援></p> <p>NPOなどへの、ユニバーサルデザインに関する情報の提供</p> <p>NPOなどへの、ユニバーサルデザイン製品やパネルなどの貸出</p>
<p>4. まちづくりのユニバーサルデザイン</p> <p>(1) まち全体</p> <p><施策の具体例、取り組み支援></p> <p>NPOなどによる施設などのユニバーサルデザインチェックへの支援</p> <p>NPOなどと連携し、「障害者マーク」などについて、障害者などに利用を限定する必要のないエレベーターなどでの表示を再検討するなど、その表示の適正化の推進</p>

（資料）「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」より抜粋

ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン

福島県は、「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」に基づく4年間（平成15～18年度）の分野別行動計画である「ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン」を平成15年6月に策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた県づくりを計画的・体系的に推進している。

表 ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン（抄）

主な実施項目	事業名	事業名	担当部署
エグゼクティブセミナーの開催	県内の各企業の経営者にユニバーサルデザインの視点を取り組んでサービスを提供していくことが求められていることから幹部を対象に、また、県民にとって身近な市町村においてもユニバーサルデザインの視点から地域づくりの必要性や重要性について理解を深めるため首長を対象に、それぞれ意識啓発を実施します。	ユニバーサルデザイン総合推進事業（新規）	生活環境部
メールマガジンの配信	ユニバーサルデザイン推進パートナー、ユニバーサルデザイン推進リーダーや市町村を対象に、ユニバーサルデザインに関するメールマガジンを定期的に配信します。	-	生活環境部

福島県におけるユニバーサルデザインに関する事業

福島県では、ユニバーサルデザインの推進に向け、総合計画などの中に位置付けられている各種事業を、ユニバーサルデザインの視点を入れて取り組んでいる。

この他、ユニバーサルデザインの推進に向け、以下のような事業を行っている。

表 主たる福島県ユニバーサルデザインのまちづくり関連事業

事業項目	内容
「ユニバーサルデザイン総合推進事業」	・「ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン」の策定を受け、ユニバーサルデザインについての考え方を市民レベルまで広く浸透させるため、方部（福島県内の地域単位）毎にセミナーを開催するほか、地域のリーダーとなる人材を育成する講座「ユニバーサルデザイン人材養成講座」や企業・自治体の幹部を対象とした「エグゼクティブセミナー」を開催している。
「うつくしま県民の翼『ユニバーサルデザイン研修コース』」（平成16年度～）	・障がいの有無・年齢・性別にかかわらず県内各地から選抜した団員を、ユニバーサルデザインの先進地（米国）に派遣し、教育、まちづくり、サービスなど様々な分野における取り組みや連携状況等を視察している。
ユニバーサルデザイン事例集作成事業（平成16年度）	・ユニバーサルデザイン推進指針に示した7つの分野毎に、県内各地の身近な具体例を収集し、冊子にまとめ、民間企業、団体、市町村等へ配布し、各主体の取り組みを促す。事業は、民間団体（NPO法人）に委託を行い実施している。
「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の策定	・公共施設をはじめ、民間施設を含めた公共性の高い施設（公共施設等）の整備に関する「手引き」として策定している。平成15年度には、各界の代表で構成する検討組織を設置し意見等を聴取するとともに、県民による各方部（福島県内の地域単位）単位でのワークショップ、まちかどチェック（既存公共施設等の検証等）、民間団体（NPO）との協働を行いながら指針案を作成した。平成16年度には、実際の設計・施工において可能なところから実践に取り組む一方、関係部局・団体や市町村、県民と一緒にワークショップ等により指針案を見直し、パブリックコメントを経て、平成17年3月に成案とした。
「公募型ユニバーサルデザイン製品開発事業」（平成16年度～）	・利用者のニーズにあった誰にでも使いやすいユニバーサルデザイン製品の開発を推進するとともに、ユニバーサルデザインの普及促進を図っている。福島県商工労働部が財団法人郡山地域テクノポリス推進機構に事業を委託し、実際に開発を行う「ユニバーサルデザイン製品開発プロジェクト」を公募している。

（資料）「平成16年重点事業」（福島県）より抜粋

- 「ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー」、「ユニバーサルデザイン推進リーダー」
- ・「ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー」

「ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー」は、個人ではユニバーサルデザイン人材養成講座修了者、ユニバーサルデザインの研究者など、団体ではユニバーサルデザインについて先進的な取り組みを行っている団体等に対して、県が認定を行う制度である。この「ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー」は以下のような役割を担うこととしている。

- ・ユニバーサルデザインの推進に関する取り組みの率先実施
- ・ユニバーサルデザインに関する県民等からの相談への助言・コーディネート
- ・県とのユニバーサルデザインに関する情報交換
- ・ユニバーサルデザインの推進に関する県等の取り組みへの具体的な提案

なお、この「ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー」に対しては、県からの支援等として、以下のようなことなどを行っている。

- ・パートナーの活動の積極支援（ユニバーサルデザインに関する情報の提供等）
- ・パートナーの構成員、活動内容等の県のホームページでの紹介
- ・県民等からパートナーの紹介等の依頼・相談があった場合の仲介

- ・「ユニバーサルデザイン推進リーダー」

「ユニバーサルデザイン推進リーダー」は、ユニバーサルデザインの考え方を県の事務事業の細部にまで広く浸透させるとともに、県民、民間団体、事業者、市町村等への迅速な普及を図るため、県庁の参事、主幹クラスの職員をその任に充てることにより、部局、出先機関等ごとに配置する制度となっている。

b) その他

県における体制

福島県では、全庁的に調整する部署として、「ユニバーサルデザイン推進本部」をおいている。同推進本部は、「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針の見直し及び同指針に基づく取り組みの進行管理に関すること」、「分野別の行動計画の策定・見直しに関すること」、「県民への普及、啓発に関すること」、「推進体制の整備に関すること」、「その他ユニバーサルデザインの計画的かつ体系的な推進に関すること」などについて、所掌することとなっている。同本部では、メールマガジンやパンフレット等も作成し、県民に向けた普及啓発に役立てている。

2) バリアフリー化の推進に係る民間団体の活動

福島県内では、例えば会津地区では観光、郡山地区ではものづくりなど、各地域において地域性を反映した特徴のある団体が活動しており、その活動の中で、ユニバーサルデザインの推進に向けた活動に取り組んでいる。

また、民間団体の活動の支援等を行う中間支援団体が、県よりユニバーサルデザインの推進に関わる事業を受託し、活動している。

表 福島県において活動を行う民間団体（例）

団体名	活動内容等
特定非営利活動法人 ふくしまNPOネットワークセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・「主に福島県内で活動する民間非営利活動団体及び市民団体を支援する活動やまちづくりの推進について積極的に取り組む活動」等の、中間支援団体としての活動を行っている。その中で、県からのユニバーサルデザインに関する委託事業を行っている。
特定非営利活動法人 会津NPOセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・「分野や地域を越えた民間非営利組織（NPO）の活動基盤の強化と企業、行政、各種団体とのパートナーシップの確立を図ること」を目的として、民間団体の活動の中間支援をはじめとして各種の活動を行っている。その中で、県からのユニバーサルデザインに関する委託事業を行っている。 ・今後、独自の活動として、ユニバーサルデザインの観光ツアーセンター等を作ることなどを検討している。
特定非営利活動法人 いわきNPOセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア団体や市民活動団体、NPO法人等の活動が活発化していく中で、スタッフ、場所、情報交換、交流するための施設、資金、法律や税金などに関わる諸問題、課題があるが、これらの問題の解決に向けた活動を行う」ための特定非営利活動法人の中間支援団体として設立された。活動の中で、県からのユニバーサルデザインに関する委託事業を行っている。 ・同センター事業の関連組織として、「いわきユニバーサルデザインフォーラム」が3月に設立された。この団体はふくしまユニバーサルデザイン人材養成講座の受講者と講師を中心に組織されたもので、広くユニバーサルデザインに関心がある人たちと、ユニバーサルデザインについての産学官民の連携を進め、ユニバーサルデザインとまちづくり、ユニバーサルデザインと環境・福祉、ユニバーサルデザインと観光、ユニバーサルデザインとものづくりなどの視点で、すべての人が生活しやすいまちづくりについて、学習・研究・提案・実践することを目的としている。事務局を、「特定非営利活動法人いわきNPOセンター」が市民活動支援のために代行事務局運営を行っている「オープンカフェテラス」内においている。
特定非営利活動法人 ふくしまユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン関係の事業者が構成員の中心となり、郡山地域において活動している民間団体である。平成16年が6回目の開催となる「ふくしまユニバーサルデザインフェア」を、（財）郡山地域テクノポリス推進機構、郡山商工会議所等と共催し開催している。その他、県からのユニバーサルデザインに関する委託事業を行っている。

表 福島県において活動を行う民間団体（例）（続き）

団体名	活動内容等
特定非営利活動法人 シャローム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島ユニバーサルデザイン推進パートナーの認定を受けている団体で、県がバリアフリー（ユニバーサルデザイン）を施策テーマとして打ち出す以前より、障害のある人を対象としたボランティアを目的として活動している団体である。県の補助事業「福島県地域づくりサポート事業」の中で採択された「まちのオアシスづくり事業」の一環としてユニバーサルデザインのまちづくりに対する理解を深めてもらうための研修会等を開催している。
NPO法人南会津グ リーンストッククラ ブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南会津の自然を活かした「グリーンツーリズム」を通して、地域の活性化を図ることを目的として平成8年に活動を開始した団体である。南会津の住民と首都圏の住民とが相互交流を図る活動や、南会津地域の地域活性化に取り組む活動を行っている。その活動の中において、筑波大学の研究室と協働し、グリーンツーリズムにおいて障害者の参加の促進を図る等という観点から、ユニバーサルデザインの推進に関する活動を行っている。なお、同団体は、福島ユニバーサルデザイン推進パートナーの認定を受けている。 ・ 平成13・14年に南会津のグリーンツーリズムをユニバーサルデザインの視点から再評価する試みとして「南会津ユニバーサルデザイン国際セミナー」を行っている。セミナーでは、講演、現地調査、ワークショップ等を行っている。

3) 協働を行う上での制度

「福島県におけるNPOとの協働に関する指針」

福島県は、「福島県におけるNPOとの協働に関する指針（NPOとの協働の手引き）」を平成15年3月に作成した。また、この指針に基づき、全庁的な共通認識を図り協働を推進することを目的として、「NPOとの協働の手引き」を平成16年3月に策定した。

県では、長期総合計画「うつくしま21」において、県づくりの理念として「一人ひとりが大切にされ、いきいきと生活できる社会の形成」、「持続的発展が可能な地域社会の形成」を掲げ、県民、民間団体、市町村と県が相互に連携を図りながら県づくりを進めている。上記指針は、県がNPOと協働する際の基本的な考え方と今後の施策展開方法を示すことを目的として策定された。この指針案策定プロセスは以下のとおりである。まず県とNPOとの協働のあり方、県のボランティア・NPO活動環境整備のあり方について検討を行うため、県、市町村、NPO、企業、学識経験者からなる「ボランティア・NPOパートナーシップ会議」が平成14年5月に設置された。同会議での計6回にわたる会議を経て、「ボランティア・NPO活動推進のための協働に関する提言」が県に提出され、その後、この提言を基に指針素案を策定し、県民からの意見や庁内の修正意見を加え策定された。

「公益信託うつくしま基金」

県内における民間団体の活動が、より広く、より活発に展開され、県民一人ひとりが参画した地域づくりが行われることを目的として、平成15年4月福島県のうつくしま未来博成果継承基金により作られた公益信託制度である。

公益信託とは、個人や法人（委託者）が財産を一定の公益目的のために信託し、受託者（信託銀行等）が定められた公益目的に従いその財産を管理・運用し、公益目的を実現する制度である。本公益信託では、委託者（福島県）が信託銀行に委託を行い、また、同信託銀行が市民サポート組織「うつくしまNPOネットワーク」に事務委任を行い、運営している。

助成金の給付先は、ボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する自主的な社会貢献活動及び独自に、又は関係する機関と連携して取り組む地域づくり活動（以下「公益的活動」という。）を行う団体、グループ及び個人となっている。主として福島県内で福島県民によって主体的に行われる公益的活動が対象になる。この基金の概要は以下のとおりである。

公益信託うつくしま基金概要（平成17年度助成）

コース名	コース内容	助成金額	備考	年度総額
スタートアップ支援コース	これから公益的活動を始めようとする団体、グループ及び個人の活動のスタートを支援する助成コース。	上限は10万円（1万円単位、活動費の10/10の範囲内で助成）。	なお、このコースによる助成は、1助成対象者につき1回限りとします。	3コース合わせて7,500万円程度であるが、審査結果により、これを下回ることがあります。
発展事業支援コース	公益的活動を展開しようとする団体、グループ及び個人の活動を支援する助成コース。	上限は100万円（1万円単位、活動費の8/10の範囲内で助成）。	助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は、500万円を上限とします。	
自治体との協働コース	地域住民による積極的な地域づくりへの参画を支援するため、地方自治体との協働プロジェクトにおける地域住民側の活動に必要な経費を助成するコース。	上限は1,000万円（1万円単位、活動費の10/10の範囲内で助成）	このコースによる助成の対象となる活動は、地域住民である助成対象者と地方自治体とが、それぞれの立場から双方とも主体的に取り組む協働事業とします。（協働する地方自治体の経費負担が、助成対象者への補助金や委託料の場合は、このコースにおける「協働」には該当しませんので、助成の対象になりません。）	
災害救援緊急支援コース	福島県内で災害救助法が適用された大規模な災害の発生時において福島県民によって主体的に行われる災害救援活動に対して助成するコース	上限は100万円（1万円単位、活動費の8/10の範囲内で助成）	助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は、500万円を上限とします。	1,500万円程度。災害救助法が適用された大規模な災害が発生したときに助成先の募集を行います。

平成16年度（第2回）公益信託うつくしま基金書類審査・公開審査助成決定状況
（発展事業支援コース）

活動テーマ・名称	団体名	申請者所在地
いわき市在住の知的障害者及び特別の事情があるその他の障害を持つ人の財産管理と入院互助事業	特定非営利活動法人そよ風ネットいわき	いわき市
小規模作業所リサイクルショップまち子ちゃんの店作業場増築事業	福祉のまちづくりの会運営委員会	船引町
野菜作りを中心とした循環型福祉。高齢者、障害者及び畑作りを楽しみたい人が元気に楽しく野菜作り	特定非営利活動法人こどもの森	須賀川市
障がい者福祉施設利用者の外出支援特化事業の実施のための福祉車両の購入	特定非営利活動法人いわき自立生活センター	いわき市
「ALSと告知されたあなたへ」ビデオ制作事業	日本ALS協会福島県支部	いわき市
農作業を通し障がい者と健常者がふれあいながら相互理解を進める農場の開設	特定非営利活動法人市民活動センター	郡山市
精神障害者の作業充実における社会参加促進	特定非営利活動法人福島伊達精神障害福祉会	福島市
精神障害者及び知的障害者を利用対象者とする、パンの製造販売を作業内容とした小規模作業所の設立	特定非営利活動法人ゴールデンハーブ	いわき市
ユニバーサルデザインの啓蒙・普及	ユニバーサルデザイン推進実行委員会	郡山市
障害者の社会参画を進め健常者と共につくる「音楽祭」事業	とっておきの音楽祭 会津実行委員会	会津若松市
福祉関係施設等において楽器演奏に関する慰問事業を行うとともに、受益者の参加を促す音楽活動	特定非営利活動法人ハープトーンズ	郡山市
視覚障害者のための鍼灸治療自学自習のためのデイズー図書制作事業	「視覚障害者とコンピュータ勉強会」あい&あい	会津若松市

注：上記はバリアフリー関連事業を抽出したものである。

4) バリアフリー化の推進に係る民間団体との協働について

福島県では平成12年度に「福島県ユニバーサルデザイン研究会」を組織し、平成13年度に同研究会の提言をまとめるとともに、平成14年には県内数地域で民間団体に委託し「ユニバーサルデザイン推進県民フォーラム」を開催してきたが、そのような活動の中で、県と民間団体との交流、協働がはじまった。現在県内の民間団体（NPO法人）には、「ユニバーサルデザイン人材養成講座」の開催を委託している。この事業は平成15年度から実施しており、平成16年度は、県内4会場（福島・郡山・会津若松・いわき）で開催している。委託された各民間団体（NPO法人）は、独自でプランを立て、一般県民に対し募集する方法で実施されている。予算は単年度一団体で、60万円程度である。

またこの他、民間団体（NPO法人）に「ユニバーサルデザイン事例集作成事業」の委託を行っている。

表 福島県においてユニバーサルデザインの分野で協働している民間団体（例）

団体名	活動内容等
特定非営利活動法人 ふくしまNPOネット ワークセンター	・県研究会等に代表者が参加していたこと等をきっかけとして、県と交流を持つ。平成14年に「ユニバーサルデザイン推進県民フォーラム(中通り)」への協力があった他、平成16年度より県から「ユニバーサルデザイン人材養成講座」の開催の委託等を受けている。
特定非営利活動法人 会津NPOセンター	・県とは以前より交流があり、平成14年度に「ユニバーサルデザイン推進県民フォーラム会津」を、また平成15年度に「ふくしまユニバーサルデザイン国際シンポジウム」を県より委託を受けて開催した。 ・平成15年度から「ユニバーサルデザイン人材養成講座」の委託を県から受けている。平成15年度の参加人数は37名であった。
特定非営利活動法人 いわきNPOセンター	・平成15年度より「ユニバーサルデザイン人材養成講座」の委託を県から受けている。平成15年度の参加人数は23名であった。この他、平成16年度には県より「ユニバーサルデザイン事例集作成」の委託を受けている。
特定非営利活動法人 ふくしまユニバーサル デザイン	・理事が県研究会に参加しており、県と交流を持っていた。平成15年度から「ユニバーサルデザイン人材養成講座」を県から委託を受けている。平成15年度の参加人数は25名であった。

5) 協働により得られた効果、メリット

協働により、行政の事業において、民間団体が有する人的資源や交流ネットワーク、ノウハウ、実績などの活用を図ることができる。また、県民は行政よりも民間団体との方が接しやすいので、事業に対し地域の人の参加が促進され、県民に主体的に参加してもらうことができる。

この他、民間団体には県職員だけでは出ないであろう発想がある、民間団体で持っているノウハウ・経験等が県の事業を見直すきっかけとなる、などの効果がある。

6) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

a) 協働を実施する際における工夫点

協働先としては、協働・委託に関してある程度実績があり、活動基盤のしっかりしている団体を選んでいる。また、県側と民間団体側で目的意識を共有化できるということも重要である。

b) 協働を実施する際における問題点

行政が民間団体と協働を実施する際における問題点として、以下のようなことがある。

- ・民間団体の情報がなかなか入手できない。
- ・民間団体と協働するための制度がまだ確立されておらず、行政側のノウハウが不足している。
- ・民間団体の活動を財政的に手当てをするための仕組みが行政側に求められている。
- ・民間団体からみて協働する上での手続きが煩雑。

県担当者では、今後、県全体や地域毎に民間団体などのネットワークが形成され、民間団体に関する情報が一括として把握できるようになればよいと考えている。

北海道

1) 北海道におけるバリアフリー化の推進に関する取り組み内容・考え方について

北海道ではバリアフリー関係の制度として「北海道福祉のまちづくり条例」を制定するとともに、「福祉環境アドバイザー派遣事業」等を実施している。

北海道福祉のまちづくり条例

北海道では、誰もが気軽にまちに出かけ、建物や道路、公園などを安心して快適に利用することができる「福祉のまちづくり」を進めるため平成9年10月に北海道福祉のまちづくり条例を制定している。また平成15年8月には、本条例に各種サービスやボランティア活動の充実などソフト面の取り組み、公共的施設の範囲の拡大や整備基準の見直しなどを行うことによる「生活空間全体のバリアフリー化」の促進、住民の参加による「共に生きる社会づくり」の推進、などを盛り込んだ形で本条例を改正した。

バリアフリー関係の情報交換・検討会の開催

平成10年度から北海道は、福祉のまちづくりを行政と民間団体が協働で推進する場として「北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会を設置し、「情報交換」と「ネットワークの形成」を行っている。本会合へは、主旨に賛同する北海道内の建築・経済・金融・保健福祉などの各分野を代表する団体や行政機関が無償で参加し年に1回全体が集まる会合を実施している。またこの協議会の中に構成団体のほか、特定非営利活動法人や大学の教員らが無償で参加し、月に1、2回のペースで分野ごとのワーキンググループを設け個別の事例について議論を行っている。各ワーキンググループは10人程度から構成され、うち1、2名は大学の教員である。このワーキンググループでは福祉用具の試作や製品化に当たり、障害者等が実際に使用して得られたモニター調査結果や大学教員・福祉関係者等の意見を、製作した企業へ提供し、使い勝手のよい福祉用具の研究開発を支援するなどの取り組みを行っている。

福祉環境アドバイザー派遣事業

本事業は、福祉のまちづくりを促進するため福祉に関する相談等に対して、福祉環境アドバイザーを派遣し、専門的指導や助言を行うことを目的としている。

アドバイザーには、大学教授（建築専攻、福祉専攻）、高齢者福祉関係の特定非営利活動法人などがいる。派遣対象は、公共的施設等の整備、福祉のまちづくり（ハード、ソフト）に関する講習会等であり（下表参照）、派遣に要する経費は北海道が負担する。北海道では大学が札幌市などの都市部に集中しているため、現地に赴く際、かなりの時間がかかる場合があることが問題である。

表 福祉環境アドバイザー派遣事業の派遣対象とその概要

<p>1. 施設整備等の指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none">・多数の方が利用する公共性の高い建物等の工事であること・設置主体が市町村又は民間であること・新築又は大規模な改修等であること <p>2. 講習会等の講師</p> <ul style="list-style-type: none">・公共的施設等の整備、福祉を担う人材の育成、相談体制の整備など福祉のまちづくりに関する講習会、研修会等であること <p>3. 福祉推進授業</p> <ul style="list-style-type: none">・児童・生徒・教員を対象にした、福祉のまちづくりに対する関心を高める授業の実施や、当該授業の展開方法等に係る指導・助言であること

2) バリアフリー化の推進に関し、民間団体と協働したことの有無、その内容

a) 協働を行う上での制度の有無

北海道協働推進基本指針

北海道では協働を推進するため、平成 15 年 3 月に基本指針を策定している。具体的には以下の内容が含まれている。

- ・協働に関する基本的な認識（協働とは何か、協働のパートナーは、どのような形で協働が行われるのか、協働により期待される効果、協働に取り組む上での留意事項）
- ・本道におけるこれまでの取り組みと今後の課題（自主・自律の北海道づくりと「協働」、道における協働の現状と課題）
- ・協働を進めるための具体的な方策（職員の意識づくり、協働を進める仕組みづくり、協働を評価するシステムづくり）

民間団体との協働について

一般の民間企業へ委託する時は役割分担が明確であるが、民間団体と協働するときは役割分担があいまいとなり問題に発展しうる。また事業全体を道単独で実施するのか一部分もしくは事業全体を委託するのかの線引きや、委託する場合にはどの部分を委託するのかという線引きが難しい。

民間団体との協働事業内容

団体名	事業内容
バリアフリー・デザイン協議会	・高齢者、障害者の自立支援、住宅のバリアフリーワークショップ、バリアフリー住宅専門相談室、高齢者共同住宅研究ワーキンググループ、まちづくり中心市街地支援ワークショップ、施設相談専門チームボランティア派遣事業、まちづくりコーディネーターの派遣などを行っている。福祉のまちづくり条例の普及や見直しに際し協働している。
北海道観光ボランティア連絡協議会	・ホスピタリティ精神の啓蒙・普及、北海道の観光面でのPRとイメージアップのための活動、観光ボランティアガイド活動、研修会、講習会の開催。北海道の観光PRに際し協働している。
特定非営利活動法人旅とぴあ北海道	・バリアフリー交流ツアーの企画・実施、イベントの開催、サポート活動、調査活動、情報発信を実施している。障害者等の観光面で協働している。
特定非営利活動法人札幌チャレンジド	・パソコン講習会の開催、訪問によるパソコン講習、意思伝達装置の操作講習、パソコンによる就労支援を実施している。道事業（障害者パソコンボランティア養成）の業務委託を行っている。

3) 今後に向けて

バリアフリーには様々な分野があるが、現在、各分野に対し各部署で対応している。各部署の個別の考え方を尊重するため、今後もバリアフリー専門の部署は設置せず各部署で対応していく予定である。

群馬県

1) 群馬県におけるバリアフリー化の推進に関する取り組み内容・考え方について

a) 県としての体制、取り組み

人にやさしい福祉のまちづくり条例

群馬県では、平成 15 年 3 月に、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務及び役割を明確にするとともに、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目指すことを目的とし人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定した。本条例では、ユニバーサルデザインの考え方を広く導入している点、人の心、意識の問題を考慮している点、民間団体やボランティアと協働で地域社会づくりに努力する点を規定している点が特徴である。

2) 群馬県における協働事業の推進に関する取り組み内容・考え方について

a) 群馬県における協働事業に関する制度

福祉のまちづくりボランティア支援事業

群馬県は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第 14 条（ボランティア等との協働等）に基づき、平成 16 年度に、ボランティア活動を行う県内の、特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体、上記に準じる団体（町内会・自治会）などを対象団体とした福祉のまちづくりボランティア支援事業を実施した。

募集事業は、平成 16 年 10 月から平成 17 年 2 月までに実施する事業で、ユニバーサルデザインの推進に資する事業、心のバリアフリーの推進に資する事業、地域福祉の推進に資する事業、生活環境のバリアフリーの推進に資する事業である。事業実施団体に対して、補助対象事業費の 3 分の 2 の補助金が交付される（20 万円を限度とする）。平成 16 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までホームページ、TV・ラジオ、チラシ、広報誌などを用いて募集を行い、21 件の応募があった。これを 10 月に選考委員会を実施して選考し、最終的に 6 件に絞り込んだ。応募団体の概要については、県の NPO・ボランティア室が把握しているため、この部署を通じて情報を得た。

福祉のまちづくりボランティア支援事業は来年度も継続する方針である。

組織

群馬県では平成 13 年 12 月に、障害者の情報化（パソコン利用）を総合的に支援することで、障害者のコミュニケーション（情報収集・伝達）の幅を広げ、自立と社会参加を促進することを目的として群馬県障害者情報化支援センターを開設した。本センターは、パソコンサポート群馬へ運営を委託し、機器使用の体験、相談窓口、出張パソコン講習受付、ボランティア講師要請などの事業を実施している。

b) 民間団体との協働事業内容

団体名	事業内容
パソボラ・サポート群馬	・群馬県障害者情報化支援センター運営()、群馬県重度障害者出張パソコン講習()、障害者家庭等への訪問パソコンサポート活動、パソコン要約筆記入力者養成、障害者を対象としたパソコン講習会を開催している。 ()のついでいる事業については群馬県から業務委託している。)
特定非営利活動法人ミュージックフォーチルドレン	・教育現場や養護施設等への出張・訪問演奏とそれに関わる非営利活動をしている。障害者への理解促進と障害者の社会参加を推進するための「ウエルコンサート」の開催については、「平成16年度福祉のまちづくり事業」として事業費の一部を群馬県が助成した。
特定非営利活動法人ラポールの会	・子供・青少年の自立を支援する活動並びに家庭や社会の教育的機能の回復を図る活動を実施している。発達障害児や心身症児の自立支援活動や教育相談の開催等については、「平成16年度福祉のまちづくり事業」として事業費の一部を群馬県が助成した。
粕川フラワーロードの会	・花の植栽管理などの環境美化活動を実施している。障害者や高齢者を対象とした自然の風景を鉢の中に表現する盆景教室の開催等については、「平成16年度福祉のまちづくり事業」として事業費の一部を群馬県が助成した。
住・環境支援ネット	・街や地域・住まい等の環境をより快適に、誰もが安全に安心した生活を維持するための支援事業を行っている。障害者や高齢者の地域交流や自立のための住環境の整備相談事業については、「平成16年度福祉のまちづくり事業」として事業費の一部を群馬県が助成した。
富岡市身体障害者更生会	・会員相互福祉の推進、障害者理解の啓発、障害者社会参加推進を行っている。子供から高齢者まで地域の誰もが参加できるバイオカイト大会の開催等について、「平成16年度福祉のまちづくり事業」として事業費の一部を群馬県が助成した。

3) 民間団体との協働によって得られた効果、協働を行ったことによるメリット

群馬県では平成15年度以前からパソボラ・サポート群馬と協働を実施しているが、この事例にみられるメリットとしては、教える側が障害者であるため就労支援の効果があることと、教えられる側の気持ちがかかることからサービスの向上が図られることである。

4) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

a) 協働における問題点

協働し始めた当初は必要書類の作成や事務手続きにおいて支障が生じたが、徐々に民間団体の側に改善がなされ、現在では問題点は特にない。

5) 民間団体と協働を実施する際、民間団体に期待すること、行政側が改善すべきこと

a) 民間団体に期待すること

民間団体の数が多くなってほしい。

b) 行政が改善すべきこと

協働しているという意識を強めることである。

北海道札幌市

1) 札幌市におけるバリアフリー化の推進に関する取り組み内容・考え方について

a) 札幌市福祉のまちづくり条例

本条例は平成 10 年 12 月 15 日に制定され、物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁の 4 つの障壁（バリア）をとともに取り除き「すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会」をめざし、人にやさしいまちづくりを推進することを理念としている。

b) 福祉のまちづくり推進会議

福祉のまちづくり条例に基づき、市民や事業者からの幅広い意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進するための連携の要として「福祉のまちづくり推進会議」を設置している。この推進会議では札幌市からの諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議し札幌市に意見を述べ施策に反映させていくとともに、市民に対する情報発信を行っている。

2) バリアフリー化の推進に関し、民間団体と協働したことの有無、その内容

a) 事業内容

札幌市障がい者 IT サポートセンター

札幌市では、特定非営利活動法人札幌チャレンジドに運営を委託する形で、札幌市障がい者 IT サポートセンターを運営している。「札幌市障がい者 IT サポートセンターは、障がいのある人にパソコンの利用相談や情報提供、講習会の開催等を行うことにより、情報バリアフリーを推進し障がいのある人の自立と社会参加を支援する」ことを目的として設立されたものである。パソコン講習会の開催、電話による相談、来所相談、意志伝達装置を使っている方へのサポートなどの業務を行っている。

b) 協働を行う上での制度の有無

実施要領

民間団体へ事業を委託する際の「実施要領」を作成し、協働事業の積極的な推進を図っている。実施要領は、目的、事業の内容、実施上の留意事項、事業により個別に定める事項等が記載されたものである。

3) 民間団体との協働によって得られた効果、協働を行ったことによるメリット

民間団体と協働するメリットとしては、行政にはないノウハウを持っていることが挙げられる。

4) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

a) 民間団体と協働を実施する際における工夫点

民間団体の見学

札幌市では民間団体と協働する姿勢を強めており、具体的な活動として、総務局自治研修センターが、市民活動の取り組みを見学し活動の多様性、公共性を理解することを目的として「市民活動N・POWERツアー」という研修を実施している。平成16年度は平成16年12月14日から平成17年1月25日までの期間に8回実施され、各回は9時から17時までの間に3団体ずつ見学するスケジュールで実施されている。

コミュニケーションを図ること

民間企業へ委託する場合とは異なり、実際に市職員が出向いたり活動内容を聞いたりしコミュニケーションを取る事で、何らかの問題が起きた場合でも迅速に解決できるよう心がけている。

民間団体の評価のポイント

民間団体と随意契約する際に行う評価のポイントは業務遂行能力である。具体的には「実績があること」、「ノウハウがあること」、「事業実施体制が整備されていること」などのポイントを評価している。また民間団体を把握する際には、民間団体との接点が多い区役所から意見を聴取したり、市民活動促進担当課から情報を収集している。

b) 民間団体と協働を実施する際における問題点

最終成果物に必要な書類が欠けていたり、納期に間に合わない等の問題点がある。

5) 民間団体と協働を実施する際、民間団体に希望すること、行政側が改善すべきこと

民間団体と協働を実施する際には、行政側は制度などに縛られず柔軟に対応すべきではないかと考えている。現在、民間団体と行政との間には意識上の距離感が存在するが、民間団体、行政ともに距離感をいかに縮めていくかが重要な課題である。また民間団体などが創出する新しい発想をいかに取り入れていくかという意志（姿勢）が行政には必要であると考えている。

一方、民間団体に対してはパブリックコメントなど公の場で意見を出してほしいと考えている。また様々な審議会の委員となってもらい意見を出してほしいと考えている。

6) 今後に向けて

今後は、障がい者の就労支援活動を推進していくため、特定非営利活動法人等民間団体の協力を得て就労支援機関を設置することを検討している。この就労支援のための機関は、三重県の「eふぉーらむ」などにアイデアを得ている。

宮城県仙台市

仙台市では、条例の普及・啓発を目指した「やさしいまちづくり推進協議会」の事務局運営を行い、各関係団体・企業と協働を図っている他、高齢者ボランティアが高齢者向けのパソコン教室を行っている仙台シニアネットへの委託を実施している。

1) 仙台市におけるバリアフリー化の推進に係る取り組み

経緯

仙台市は「福祉のまちづくり発祥の地」といわれている。福祉のまちづくり運動のきっかけは、昭和44年に仙台市郊外の「西多賀ワークキャンパス」の車いす使用者が、東北福祉大学の学生ボランティアと出会い街に出たところ、車いすの人が使えるトイレがない等、外出において生じる街の中の様々なバリアがあり、その改善を訴え始めたことに始まると言われている。

このような動きの中から、昭和46年に「福祉のまちづくり市民の会」が発足した。同会では段差解消や車いす使用者対応トイレの設置、公的施設の新築の際に障害者への配慮を求める等、市に対する13項目にわたる要望書の提出を行い、また、市内のデパート、映画館、喫茶店等協力を受けたバリアフリーに関する調査を実施するなどの活動を行っており、その結果として設備の改善が図られている。

また、仙台市は昭和48年に、厚生省の「身体障害者福祉モデル都市事業」の全国第一号指定を受け、その後、「障害者のための長期行動計画」の策定（昭和58年）、「仙台市福祉の街づくり環境整備指針」（昭和60年施行）の制定、また、国のハートビル法の制定（平成6年）や前記指針の条例化・見直しの必要性を背景として、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」（平成8年制定、翌年施行）を制定している。

さらに、平成12年に制定された交通バリアフリー法に基づき、平成15年には、市全体として交通バリアフリーの実現に向けた基本的な方針をまとめた「仙台市交通バリアフリー基本構想（全体構想）」を策定している。

2) バリアフリー化の推進に係る民間団体の活動

仙台市内では、以下のような民間団体が活動している。

団体名	活動内容
ひとにやさしいまちづくり推進協議会	・仙台ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨の普及を目的として、情報誌の発行、仙台バリアフリーマップの作成、一般市民がバリアフリーに対する理解を深めるためのイベント開催、啓発ポスターの作成等の活動を行っている。
仙台シニアネットワーク	・高齢者を講師とした高齢者向けパソコン教室を開催している。
ふくしまップ宮城	・平成7年6月に「仙台ふくしまップ作成委員会」として発足。仙台市内や宮城県について、高齢者や障害を持った方が気軽に利用できる飲食店、車いすの方が安心して利用できるトイレを含めた施設・設備の情報を集め、「福祉地図」を作成し、ホームページ「レモンちゃんの休日」等により広く一般に情報提供している。講演活動等においても仙台市と協働している。また、上記の「ひとにやさしいまちづくり協議会」にも加入している。

3) 民間団体との協働に係る制度

「市民公益活動促進のための基本方針」「市民公益活動促進プラン21」

仙台市では、市民・事業者（企業等）・行政の適切な役割分担に基づく協働のまちづくりを目指し、平成11年4月に「市民公益活動の促進に関する条例」を施行し、パートナーシップによるまちづくりを宣言するとともに、同平成11年6月には全国に先駆けてNPOの運営による市民活動サポートセンターを開設するなど、幅広い市民公益活動の促進に取り組んできた。

こうした市民公益活動の支援・促進施策をさらに総合的かつ計画的に実施するため、同条例に基づき設置された「市民公益活動促進委員会」からの答申をもとに、平成13年4月「市民公益活動促進のための基本方針」を策定した。この中では、市が市民活動を支援していくという考え方から一歩進め、活動の自立的な立場を尊重し対等な関係でまちづくりを行うという視点に立っている。また、市民・企業・行政の役割分担を見直し、新しい社会の仕組みを形づくるために重要なものとして、市民による公益的な活動を位置付けている。

さらに同基本方針に基づき、具体的施策を進めるための課題や事業テーマ等を体系的に整理し、市民公益活動の促進を全庁的に推進することを目的として、平成15年5月に「市民公益活動促進プラン21」を「市民公益活動促進委員会」及び庁内における協議を経て策定した。同プランでは、「基本方針」に「市の基本施策」として掲げられた以下の8項目について、「課題」と「施策の方向」を設定し、その上で具体的に取り組む「事業テーマ」を設定している。

- <1> 市民公益活動参加の促進
- <2> 人材の育成
- <3> 拠点の充実・強化
- <4> ネットワークの構築
- <5> 市が行う施策への市民参加の推進
- <6> 活動助成制度の充実
- <7> 市民公益活動団体への事業委託の推進
- <8> 企業の社会貢献活動の促進

「仙台協働本～協働を成功させる手引き」

仙台市市民局では「仙台協働本～協働を成功させる手引き」を作成している（平成17年1月発行）。本手引きは、職員16名によるワーキンググループを組み、NPOからワーキンググループ運営ノウハウや協働に関する専門的知識の提供を受け協働で作成している。その過程においては、「市民公益活動促進委員会」での手引きの活用を中心にした検討、「協働の当事者であるNPOと事業担当課による協働事例調査の実施」、「仙台市の協働の取組状況、手引きの作成過程を公開するフォーラムの開催」などを行っている。

仙台市では以前（平成14年4月）にも、「職員のための市民協働推進の手引き」の発行を行っている。その中では、協働の前段階としての「情報収集の過程」、協働の計画段階での「市民参加」に重点をおいて編集がなされている。一方、この「協働を成功させる手引き」では、「協働を執行する過程（協働を実践するためのプログラム）」、「協働を評価する過程（協働を評価する仕組み）」に重点をおいて作成されており、より協働に向けて実践的なものとなっている。また評価については、これまでは「成果」を重視してきたが、この手引きにおいては、各段階での過程（プロセス）をあわせて重視している。

「評価する仕組み」については、行政側とNPO側に共通の協働の評価用シート（協働評価シート）、協働事例のデータベース化用の協働実績シートが添付されている。同資料作成の過程においても評価の試行を行っているが、今後もさらに事例を蓄積していくこととしている。

4) バリアフリー化の推進に係る、民間団体との協働について

- ・高齢者向けパソコン教室の開催（仙台シニアネットクラブに対する委託）

仙台市では、「仙台シニアネットクラブ」に委託し、高齢者向けパソコン教室を実施している。もともと中央郵便局で実施していた高齢者向けのパソコン教室が出発点となっている。

高齢者向けパソコン教室は、一般的なパソコン教室と異なり、高齢者がインストラクターとなっている。また、インストラクターは同クラブのパソコン教室受講生であり、教わった側から教える側になるので、受講者の気持ちを察することができ、受講生2人に指導者1人を配することで、きめ細かいサービスを行っている。さらに、高齢者にとって、人に教えることが生き甲斐となっている。現在の会員は約120人、受講者は年間約1,500人となっている。

仙台シニアネットクラブは、実施している高齢者向けパソコン教室のほとんどのコースを

市からの委託で行っている（年間予算約 500 万円）。パソコン教室の場所（せんだいメディアアテック等）、パソコンは、仙台市の事業として市から貸与されている。この貸与等があり、参加者から会費などを取らずとも運営が可能となっている。

・バリアフリーマップの作成

「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」では、協議会の事業として、市内のバリアフリーマップを平成 14 年度以降毎年作成している。同マップ作成に向けた調査は仙台市職員が行っている。

5) 協働により得られた効果、メリット

行政のみで実施すると、活動が一方的になる可能性があるが、民間団体とともに行うと活動に広がりが出る。また、民間団体側が実施すると、地域に密着しつつ、臨機応変に行動できる等、行政側のみではできない事業が可能となることがある。さらに、行政側は約 3 年間で人事異動があり、担当が替わってしまうが、そのような中において、継続してひとつのテーマに取り組んでいるような民間団体があると、効果的に事業継続を図ることができる。そのためにも、運営が健全で、ノウハウを有する民間団体があるとよいと考えている。

6) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

・複数の民間団体が関わった協働における問題点

複数の民間団体が同一事業において一緒に協働しようとする場合、方向性等が異なり問題が起こるようなケースもある。対策としては、行政と団体、団体同士でのコミュニケーション不足を解消していくことが必要であると考えている。

7) 協働を実施する際、民間団体に希望すること、行政側が改善すべきこと

民間団体が複数育成され、民間団体の方で専門知識やノウハウの蓄積を重ね、複数の民間団体間で競争等が出てくると望ましいと考えている。

8) 今後に向けて

仙台市におけるバリアフリーに向けた取り組みのうち、ソフト面での取り組みに関しては、今後、啓発に力を入れていきたいと考えている。中でも、特に小・中学生の総合学習のテーマとしてバリアフリーについて取り上げたいと考えている。一般の大人より小・中学生の方が、バリアフリーに対し関心度が高い。

「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」の活動については、継続して各種の事業について力を入れていく予定である。そして、一般市民の方々のバリアフリーに対する意識の底上げに向けて注力していく予定である。

三重県

三重県では、県の人材育成事業である「ユニバーサルデザインアドバイザー養成事業」修了者が中心となって団体を組織し、その団体に対し委託事業を実施する制度を平成 16 年度から開始した。

また、「伊勢志摩再生プロジェクト」に取り組み、同プロジェクト中の「伊勢志摩バリアフリーツアー推進事業」では、「特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」が観光地のバリアフリー情報の提供やバリアフリー化の推進に向けた活動を行っている。

1) 三重県におけるバリアフリー化の推進に係る取り組み

「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」等

三重県は、平成 11 年 4 月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を施行した。この条例は、「だれもが自由に社会参加できるバリアのないまちづくり」を理念とし、障害者や高齢者など特定の人に対する、特別な対策ではなく、基本的にユニバーサルデザインの考え方に基づいている。

その他、バリア体験セミナーを通じた県職員の意識改革、「ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座」といった県民への普及啓発など、ハード、ソフト両面からバリアフリーに対する取り組みを行ってきた。

「ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座」の開催について（平成 12～14 年度）

三重県のユニバーサルデザイングループでは、平成 12 年度から 14 年度にかけて、「ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座事業」を実施した。「ユニバーサルデザインアドバイザー」とは、「ユニバーサルデザイン・バリアフリーの基本的な考えやハード面での整備基準、介助知識等を有する人材で、地域でリーダー的な役割を果たしている」人々、と三重県では位置付けている。

上記 3 年間で 558 人程度が受講し、県のアドバイザー登録を受けている。講座の内容は、延べ 8 日間（週 1 日、8 週間）4 時間ずつの日程で、講師は県職員の建築士、その他実務担当者、専門家が努めた。講習は、県下 9 箇所で開催し、募集はチラシなどの配布等で行った。

「ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座」の修了者（登録者）が 5 人以上組み団体となり、県に登録団体として登録する制度（「ユニバーサルデザインアドバイザー団体」制度）がある。平成 17 年 1 月末現在、18 団体が登録を受けており（うち 1 団体は休止中）、そのうち 2 団体は特定非営利活動法人である。

地域福祉室ユニバーサルデザイングループでの事業

地域福祉室ユニバーサルデザイングループにおける、平成 16 年度の主たるユニバーサルデザインに関する事業には以下のようなものがある。

地域福祉室 ユニバーサルデザイングループでの事業（抄）

	目的及び事業の内容	当該年度の事業内容
UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり推進事業	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づき設置されているバリアフリーのまちづくり推進協議会の開催などを通じて、UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくりを計画的に推進します。	<ol style="list-style-type: none"> 1．バリアフリーのまちづくり推進協議会の開催 2．ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部の開催 ・UDのまちづくりの推進に関する総合的な施策の検討及び全庁的な調整を行います。 <ol style="list-style-type: none"> 3．バリアフリーのまちづくり推進計画の進捗状況の進行管理 ・2010年を目標とする推進計画のより具体的な実施と全庁的な調整を図るため、進捗状況を数値目標等をもとに進行管理していきます。
UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり普及啓発事業	「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」の趣旨について、県民や事業者、市町村に広く普及啓発を行い、地域におけるUD（ユニバーサルデザイン）のまちづくりの条件整備を進めます。	<ol style="list-style-type: none"> 1．UDのまちづくりPR事業 ・啓発リーフレット等の作成や啓発キャンペーンの実施、ホームページの充実などにより、UDのまちづくりの普及啓発を進めます。 <ol style="list-style-type: none"> 2．UDのまちづくり推進セミナー ・県民局における地域推進セミナー、県・市町村職員当にUD新任担当者に対する基礎セミナーを実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 3．学校教育普及啓発事業 ・キッズUD探検隊によるまちかどウォッチングや児童、教員を対象に体験セミナーなどを開催します。
UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり展開事業	「だれもが自由に社会参加できるバリアのないまちづくり」（UD ユニバーサルデザインの考え方）という三重県バリアフリーのまちづくり推進条例の趣旨の一層の定着を図るため、県各部署においてUD（ユニバーサルデザイン）リーディング事業、市町村におけるUD（ユニバーサルデザイン）のまちづくりを支援する事業を展開し、地域と県が協働してすべての人のためのまちづくりが定着する仕組み作りを行います。	<ol style="list-style-type: none"> 1．UDのまちづくり賞 ・多くの人に利用しやすくUDに配慮された施設やUDのまちづくり活動をしている団体、アイデア等を表彰します。 <ol style="list-style-type: none"> 2．UDリーディング事業 ・県各部署が主体的に、UDの考え方に基づくマニュアル、指針の作成や実践などを、プロジェクト方式で実施し、その成果を全国に情報発信することで、総合行政の定着と市町村を含めた地域のイメージリーダーとしての役割の定着を図ります。 <ol style="list-style-type: none"> 3．UDのまちづくり事業 ・住民との協働によるまちづくり基本計画の策定や情報提供、基本計画に基づく既存公共施設の改修を行う市町村を支援することで、UDのまちづくりを進めます。 <ol style="list-style-type: none"> 4．UDのまちづくり市町村展開事業 ・市町村合併後の新市建設時期にあわせ市町村に対して、UDのまちづくりに関するノウハウを提供し連携を図って支援します。 <ol style="list-style-type: none"> 5．市民活動協働展開事業 ・UD団体が連携し、協働して活動する仕組みを構築するとともに、UDアドバイザーの底辺を広げます。
UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり整備推進事業	「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づき、公共的施設の整備基準等について、事業者等への周知を図るとともに、住民、事業者、行政の協働によるUD（ユニバーサルデザイン）のまちづくりを推進します。	<ol style="list-style-type: none"> 1．条例に基づく整備基準等の周知 ・「バリアフリーのまちづくり施設整備マニュアル」の全面改訂を行います。 ・条例に基づく整備基準等について、各種機会を通じて事業者等への周知を図ります。 <ol style="list-style-type: none"> 2．地域のバリアフリー化の推進 ・「バリアフリーのまちづくりガイドライン」等を活用し、市町村等を対象に住民、事業者、行政の協働によるバリアフリーのまちづくりの手法等について普及啓発を行います。
UD（ユニバーサルデザイン）アドバイザー地域展開支援事業	UD（ユニバーサルデザイン）アドバイザーによる団体が、事業や協働のノウハウを蓄積し、今後継続してUD（ユニバーサルデザイン）のまちづくりを地域展開できるように支援します。	<ol style="list-style-type: none"> 1．UD講演会開催委託 ・団体が講演会やセミナー等の開催ノウハウを取得し、地域住民を対象に広く普及啓発を行うとともに、会員自らが新たな知識を習得できるよう事業委託を行います。 <ol style="list-style-type: none"> 2．UDのまちづくりキャンペーン委託 ・団体が街頭啓発のノウハウを取得し、市町村や市町村社協と協働して地域で活動できるよう事業委託を行います。 ・ユニバーサルデザイン 活動団体所属会員数269人

（資料）平成16年度三重県健康福祉部行政概要（地域福祉室）

2) バリアフリー化の推進に係る民間団体の活動

三重県内では、前述の「ユニバーサルデザインアドバイザー団体」が活動を行っている。その団体名等は三重県のホームページにおいて紹介がされており、以下のとおりとなっている。

表 ユニバーサルデザインアドバイザー団体

桑員バリアフリーの会 UDほっとねっと四日市 ハートフル・アクセス ユニバーサルデザイン津 NPO法人三重補助犬普及協会 ユニバーサルデザインまちづくりの会 かるがも会 夢現会社「バリアフリー」 伊勢バリアフリーネットワーク NPOバリアフリースタジオ「同夢」 ユニバーサルデザインまちづくりの会「ハートシップ」 紀北バリアフリー研究会 紀南バリアフリー研究会 NPO法人グリーンアップル ユニバーサルデザイン久居 SOUWA 9 9 9 ユニバーサルさくら

3) 民間団体との協働に係る制度

生活部NPO室における委託事業

- ・「NPOからの協働事業提案事業」

三重県生活部NPO室では、コンペ方式の公募事業である「NPOからの協働事業提案事業」の試行事業を平成15～16年度に実施している。「NPOが自ら企画した事業を県に提案するもの」で、それを県が受け止め、相互に議論・検討し、協働できる事業の構築・推進を通じて、NPOと行政とが適切な役割分担を考えるとといった作業を経て、協働して公共的サービスを提供していく、いわば「NPO発」の仕組みの構築を行うことにより、真のパートナーシップによる協働を推進するものである。

三重県が「NPO（ボランティア・市民活動団体等）」から自由テーマで募集したところ平成15年度には27件、平成16年度には10件の応募があり、夏頃の公開審査を経て優れたものが平成15年度には3件、平成16年度には2件が採用されている。採用された案件は、県庁の各部局（室）と提案したNPO、NPO室とでワーキンググループを作り、事業内容について話し合い、事業化の方法について検討を行い、実施している。採用により、事業化が決定されたことにはならず、ワーキンググループでの検討を経て事業化を目指す方式となっている。

なお、同事業の中では、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関するテーマのものは、提案及び採択されていない。

4) バリアフリー化の推進に係る民間団体との協働について

健康福祉部ユニバーサルデザイングループにおける委託事業

・市町村普及啓発支援モデル事業

三重県では、ユニバーサルデザインに関する事業に対し、平成 15 年度に「市町村普及啓発支援モデル事業」により支援を行った。名張市ではこの補助金を利用して公共施設のバリアフリー調査を、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む団体「NPOバリアフリースタジオ「同夢」」に委託して平成 15 年度に実施した。

参考：市町村普及啓発支援モデル事業（県単制度、平成15年度）

項目	内容
制度内容（目的、対象）	・市町村をはじめとする地域において、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する意識の高揚と定着を図るため、市町村が実施する普及啓発事業に要する経費を補助する。
事業実施主体	・市町村・市町村社会福祉協議会
採択要件	・補助事業の内容 1．ユニバーサルデザインのまちづくりへの取組み（研修会、啓発パンフレット・ビデオの作成） 2．ユニバーサルデザイン・バリアフリー情報の提供（バリアフリーマップの作成、ホームページの開設等）
補助率、限度額等の財政処置	・補助率、県 1/2、限度額 300 千円
県担当部局名	・健康福祉部
担当チーム名	・地域福祉室ユニバーサルデザイングループ

（資料）「三重県ホームページ」

・「ユニバーサルデザインアドバイザー団体」に対する委託事業

三重県では、平成 16 年度から「ユニバーサルデザインアドバイザー団体」の登録団体に対し、ユニバーサルデザインの推進に係る事業委託を行っている。

この中では、以前は県が主体となって行っていた「ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座」（後述）を同制度の中において行っている。

団体は実施計画書を提出し、その内容が事業の趣旨に合い問題がなければ、県が採択する方法で実施している。

表 ユニバーサルデザインアドバイザー団体に対する委託

事業項目	実施 団体数	事業内容	県の 事業名	委託費 (1団体当たり)
意識調査	1 団体	県民の意識調査	市民活動 協働展開 事業	25 万円
ユニバーサルデ ザイン調査	4 団体 (合同で 実施)	鈴鹿サーキットを対象としたユニ バーサルデザイン調査(4 団体合同 して検討し、内容を決定)		25 万円
ユニバーサルデ ザインアドバイ ザー養成講座	3 団体	過去、県が独自に実施していた養成 講座を、登録団体が実施(下表参 照)		20 万円
県民講座	6 団体	一般県民を対象とした講座。	U D アド バイザー 地域展開 支援事業	30 万円
キャンペーン	15 団体	平成 15 年度までは、車いす使用者 用駐車場駐車抑止キャンペーンの みを実施していたが、平成 16 年度 からは U D に関するものであれ ば、特に限定なく、年間を通して 10 回実施予定。		20 万円

表 平成16年度ユニバーサルデザインアドバイザー養成講座

地区	主催団体名	実施時期
鈴鹿	ハートフル・アクセス	7月～9月
松阪	夢現会社バリアフリー	10月2日～
上野	NPOバリアフリースタジオ「同夢」	10月16日～

伊賀県民局における協働研究事業

三重県伊賀県民局では、平成 15 年度から、市民や N P O などの団体との協働研究事業に取り組んでいる。これは、市民や N P O などの団体と県民局が協働で解決に取り組むべき地域の課題(「協働テーマ」)についての提案を、市民や「N P O」などの団体から募集し、提案した市民や N P O などの団体と県・市町村職員が、企画の段階から情報交換し施策形成していく場としての「協働塾」を設け、役割分担を明確にしつつ、市民の主体性をもった地域づくりに取り組んでいこうとするものである。

平成 16 年度には、同事業により「N P O バリアフリースタジオ「同夢」が「近鉄名張桔梗が丘駅周辺の人にやさしい歩行空間の調査と研究」を実施している。

農水商工部観光・交流室観光振興グループにおける事業

・「伊勢志摩再生プロジェクト」

県事業として平成 13 年から開始され、愛知万博の開催、中部新空港の開港がある平成 17 年までの、5 年間を目標とし、総額 1.5 億円程度の予算となっている。この事業は、民間からの人選で事業実施組織を組み、県は事務局(人)と補助金を出している。

当該プロジェクトの中では、「バリアフリーツアー推進事業」が項目としてとりあげられているが、その背景としては、当時の知事がバリアフリー化推進に積極的であったこと、また、平成11年、三重県のバリアフリーのまちづくり条例が制定され、県内でのバリアフリーに対する意識が高まっていたことによる。

・「特定非営利活動法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」

特定非営利活動法人 伊勢志摩バリアフリーセンターは、県の事業「伊勢志摩再生プロジェクト」の中の「伊勢志摩バリアフリーツアー推進事業」の実施の担い手となっている。同観光地に、健常者のみならず、障害者も呼び込む必要性があるという目的で設立された。

「伊勢志摩バリアフリーツアー推進事業」の事業実施にあわせ、旧来地域において活動していた「伊勢志摩バリアフリー団」等のメンバーがもとになって構成され、特定非営利活動法人化を行った。

過去テレビ、新聞等、マスコミにも取り上げられ、非常に知名度は高い。また、地域の観光施設（ホテル・旅館等）の同センターに対する認識や関心も高い。

「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」は、「伊勢志摩バリアフリーツアー推進事業」の実施中、県から4年間限定で補助金を受けている。またその他、同センターでは、同推進事業の補助金以外に、地方運輸局、県の福祉関係部局等からの委託事業を受け、運営費を得ている。

5) 民間団体との協働によって得られた効果、メリット

民間団体が活動することの利点は、行政には難しい、地域の特色を踏まえつつ地域に密着した活動を行えることであり、また自由でユニークな事業を行なうことができることにある。行政のみで行うと地域に必ずしも密着したものにはならず、型通りの事業になってしまうこともある。将来は、各民間団体が自立し、それぞれの団体が行政のみではできないような事業を行っていけるようになることが望ましいと考えている。

6) 協働における行政側から見た工夫点、問題点

民間団体と協働を実施する際における問題点

三重県ユニバーサルデザインアドバイザーには、建築関係者、福祉関係者等の専門職もいる。そのため、ユニバーサルデザインアドバイザー団体には、所属しているメンバーの属性により、自ずと団体の特色がある。各種の活動において、その特色をどのように反映しているかが課題である。

7) 協働を実施する際、民間団体に希望すること、行政側が改善すべきこと

ユニバーサルデザインアドバイザー養成事業は平成12年度からの事業なので、設立後5年以上経っている団体はまだない。これまでは、県が各種の支援をして事業を実施していたために、事業実施のノウハウや、実務面について不得手な団体が多いが、今後は、それらの点も民間団体に担ってもらえるようになっていく必要がある。

8) 今後に向けて

バリアフリー化の推進、及び民間団体との協働についての方針

健康福祉部地域福祉室ユニバーサルデザイングループにおける事業の今後については、現在検討中であるが、平成16年度に実施した4つの事業は、おおよそ継続していく予定である。

「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」の今後

同センターへの三重県からの補助金は4年間限定ということになっており、その後は自立した運営を行うという約束ごとになっている。数ある民間団体の中のひとつであるので長期間連続しては補助金を出せないというのが実情である。来年以降は、他の委託事業等を増やしつつ運営していく必要がある。

